

令和 2 年第 1 回上峰町議会定例会会議録

会期	令和2年3月6日	(金曜日)	本会議	5日
			委員会	4日
	令和2年3月23日	(月曜日)	休 会	9日
			18日間	

令和2年3月6日第1回上峰町議会定例会は、町議場に招集された。（第1日）			
出席議員 (10名)	1番 鈴木千春	2番 大川徹也	3番 原直弘
	4番 吉田豊	5番 田中静雄	6番 原田希
	7番 吉富隆	8番 大川隆城	9番 寺崎太彦
	10番 中山五雄		
欠席議員 (0名)			
地方自治法 第121条の 規定により 説明のため 会議に出席 した者の職 氏名	町長 武廣勇平	副町長 森悟	
	教育長 野口敏雄	会計管理者 森園敦志	
	総務課副課長 宗雲英則	まち・ひと・しごと創生課長 河上昌弘	
	財政課長 坂井忠明	建設課長 三好浩之	
	産業課長兼 農業委員会事務局長 日高泰明	住民課長 扇智布由	
	健康福祉課長 江島朋子	税務課長 矢動丸栄二	
	教育委員会事務局長 吉田淳	生涯学習課長 小川成弘	
	文化課長 中島洋		
職務のため 出席した 事務局職員	議会事務局長 二宮哲次	議会事務局係長 江崎智恵	

議事日程 令和2年3月6日 午前9時30分開会（開議）

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 町長の施政方針
- 日程第4 教育長の教育方針
- 日程第5 議案一括上程 提案理由の概要説明
(議案第3号～議案第18号)
- 日程第6 議案審議
議案第7号 令和元年度上峰町一般会計補正予算(第6号)
- 日程第7 議案第8号 令和元年度上峰町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)
- 日程第8 議案第9号 令和元年度上峰町後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)
- 日程第9 議案第10号 令和元年度上峰町農業集落排水特別会計補正予算(第3号)
- 日程第10 議案第11号 令和2年度上峰町一般会計予算
- 日程第11 討論・採決

午前9時30分 開会

○議長（中山五雄君）

皆さんおはようございます。本日は令和2年第1回上峰町議会定例会が招集されましたところ、御多忙の中、御参集いただきましてありがとうございます。

ただいまの出席議員は10名でございます。定足数に達しておりますので、これより令和2年第1回上峰町議会定例会を開会いたします。

議事に入る前に、皆さんにマスクの着用はいいですということで、それと、マスクをはめたまま発言も結構です。ただし、マイクに近づけて通るような声で言ってください。先ほどまでは外してということ saying していましたがけれども、ちょっと協議をしたところ、外して物を言えば何もならないということで、新型コロナウイルスの対応のために、はめたまま結構でございます。

それでは、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（中山五雄君）

日程第1. 会議録署名議員の指名について。

会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、6番原田希君及び7番吉富隆君を指

名いたします。

日程第２ 会期の決定について

○議長（中山五雄君）

日程第２．会期の決定について。

会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日より３月23日までの18日間といたしたいと思
います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山五雄君）

異議なしと認めます。よって、会期は18日間と決定いたしました。

日程第３ 町長の施政方針

○議長（中山五雄君）

日程第３．町長の施政方針。

町長の施政方針をお願いします。

○町長（武廣勇平君）

皆様おはようございます。

施政方針に入ります前に、新型コロナウイルスにつきまして、一言申し述べます。

これまで本庁におきましては、５回の会議を通じまして、新型コロナウイルス対策の準備
を行ってまいりました。先般、いただきました政府からの休校の要請に伴い、目下、学
校給食、児童クラブによる児童の受入れ、また、休校期間中の児童の生活指導等に様々な対
応をしているところでございます。

卒業式につきましても、規模縮小を図りまして実施をしていく方針でございますが、目下、
予断を許さない状況が続いており、先ほど議会前に議員の皆様方によってこの議会後に日程
についての協議を行っていただけるということでお聞きしたところで、大変感謝をしている
ところでございます。

さて、施政方針にまず入らせていただきたいと思います。

令和最初の施政方針として、町を代表し、新年度に臨む私の所信と予算概要と施策につい
てここに申し述べます。

１ 所信表明

旧鍋島藩時代に市武代官所と神埼代官所の管轄下にあったこの地は、明治５年に屋形原村、
堤村、船石村が合併し堤村になり、下津毛村、坊所村が合併し坊所村になり、前牟田村、米
多村、寺家村が合併し前牟田村になり、市橋村、江越村、九丁分村、江迎村が合併し江迎村
となりました。その後、明治22年に町村制施行により三根郡坊所村、前牟田村、江迎村、堤
村の４村を統合し三根郡上峰村となります。

典型的な農村地域であった上峰村は、昭和39年に開催された東京1964オリンピックが契機となり社会体育振興の重要性が称えられ、それまで体力づくりや健康づくりなどを中心とした全村民が一堂に会し、集い、みんなで楽しめるスポーツを行うことが少なかった村に組織ができ、指導者が増えるなどの動きがみられるようになりました。その後、昭和51年に開催された若楠国体を記念し農村勤労福祉センター、テニスコート、武道館、ゲートボールコートが昭和52年3月に完成し、また、勤労者の運動時間の拡大を図るため、小学校運動場にナイター施設が完成しました。昭和52年6月28日には「スポーツの村」を宣言し、昭和54年度には小学生から高齢者までを対象にした「村民体力づくりオリンピック大会」をスタートし、昭和60年度は、上峰村民プールが完成しました。

今年はオリンピックイヤーです。東京2020オリンピック・パラリンピックが開催されます。世界最高峰のプレーを見た子どもたちがいろいろな競技に関心を持ったり、スポーツとは無縁だった人たちが観戦をしたり、運動を始めるなど、スポーツを観たり、参加したりする機会も増えていくと思います。「スポーツ文化」を醸成するにはまたとないチャンスです。2023年国民スポーツ大会も控えており、子供たちから高齢者まで、誰もが気軽にスポーツを楽しめる環境をつくること、選手に機会と環境を与えることを構想する契機にできればと思います。

スポーツが地域コミュニティの醸成や青少年健全育成といった重要な役割を持っていることなど、スポーツの社会的価値について理解を深め、各種スポーツ事業への参加やスポーツ少年団への加入促進など、町民の皆様がスポーツを始めるきっかけや習慣づくりなどにつながるよう、スポーツ活動の推進に努めてまいります。

町の発展のため、格段のご理解とご協力、ご支援を賜りますようお願い致します。

2 予算概要

○令和2年度予算の考え方

令和2年度予算について申し上げます。編成上の基本方針は、①人口減少、高齢化対策など喫緊の課題への対応と町の重点施策を念頭に事業の洗い直しを行うこと。②健全な財政運営に関する条例を念頭に町債発行の抑制方針を継続するとともに内部努力による経費の削減を図ること。③中心市街地再整備事業など大型事業が控える中、継続的事業に関しては効果や効率の面から十分に検証を行い、将来負担の抑制に努めること。以上の3点が編成方針の柱となっております。

予算規模自体は前年度当初予算と大差ないものの、魅力発信拠点づくり事業やふるさと納税サイト等を活用した情報発信など継続的施策に加え、鎮西山の修景植栽や通学路防犯カメラ設置事業など新たな施策も多彩に盛り込んだ内容となっております。

令和2年度当初予算の規模は、

一般会計	11,316,560千円
------	--------------

特別会計	(国民健康保険)	969,760千円
	(後期高齢者医療)	108,530千円
	(土地取得)	10千円
	(農業集落排水)	601,450千円

全会計の合計で 12,996,310千円となっています。

前年度当初予算との比較では、

一般会計 101.1%

特別会計 104.9%

合計では 101.6%となります。

一般会計の予算額は、総額11,316,560千円（対前年度101.1%、126,090千円の増）で、前年度より若干増加しました。

次に、一般会計の歳入歳出の概要を申し上げます。

まず歳入ですが、町税全体では対前年度94.0%、85,870千円減の1,355,810千円を計上しています。法人町民税は、対前年度59.4%、82,000千円減の120,100千円と大手企業の業績低迷及び税率改正の減税の減収が見込まれます。固定資産税728,540千円、個人住民税408,800千円とそれぞれ前年並みの税収が見込まれます。軽自動車税（種別割）は対前年度103.9%、1,190千円増の32,040千円、また、新たに自動車取得税に代わり環境性能割が設けられ1,200千円が見込まれます。たばこ税は対前年度96.7%、2,200千円減の63,800千円の見込みです。

国県支出金は、対前年度114.2%、115,420千円増の929,750千円となり、鎮西山再整備にかかる交付金等で増加したものです。地方交付税は、915,580千円を計上しております。うち普通交付税が802,420千円で、令和元年度実績782,850千円との比較では2.5%の微増と見込んでおりますが、基準財政収入額に算入される法人町民税の動向を注視しています。特別交付税については、国が策定した地方財政計画の増減率を参酌し、113,160千円を計上いたしました。町債は、前年度と同様、臨時財政対策債と町道補修関係で長寿命化債を予定しており、合せて194,410千円を計上いたしましたが、健全な財政運営に関する条例の規定による制限を超えるものではありません。なお、ふるさと納税寄附金は、前年度当初と同額の40億円を見込んでおります。

一方歳出では、義務的経費に対前年度102.3%、47,000千円増の2,057,000千円を計上しました。少子高齢化の進展や社会構造の変化に伴い、社会保障関連経費を中心に扶助費が増加傾向にある一方、公債費負担は着実に減少しています。投資的経費については、町道の新設改良工事の増額、鎮西山の再整備工事に着手したことなどから対前年度163.9%、221,000千円増の566,000千円となりました。ふるさと納税関連を含むその他の経費としては、対前年度98.4%、142,000千円減の8,693,000千円を計上しました。このうち、ふ

るさと納税関連では、前年度当初段階で平成30年度当初比528,000千円減少しておりますが、今年度は更に415,000千円の節減を図っております。

3 主要な施策について

○主要な施策について

令和2年度の主要な施策について、申し述べます。「上峰まちづくりプラン」後期分野別計画の施策体系に沿って、公約に関する取組み事業も含めて、新たに取り組む施策を中心に、その大要を申し述べます。

1. 美しく安全な生活環境のまち

①環境・エネルギー

■地球温暖化対策の推進

我が国の温室効果ガス排出量を2030年度に2013年度比で削減目標26%のうち、地方公共団体の事務・事業部門において40%削減を目標とした、地球温暖化対策計画が2016年に閣議決定されました。本町においても、この目標達成に向けた取り組みを行う為に、上峰町地球温暖化対策実行計画の改定を行います。

■再生可能エネルギー施策の推進

町民自らが、再生可能エネルギーの利活用による温室効果ガスの削減に取り組み、地域全体で地球温暖化問題の解決に取り組む環境にやさしい町づくりを推進するため、住宅用太陽光発電システム設置補助金として、20件分の1,600千円を予算計上します。

■自然保護・環境保全活動の促進

令和元年10月1日から12月31日に立ち上げました「殺処分ゼロへ！猫と共存できるまちづくりプロジェクト」には、全国の皆様から温かいご支援等により目標金額以上の寄附が集まりました。この寄附金は、環境衛生被害の軽減と動物愛護の観点から平成30年度より実施している「飼い主のいない猫の不妊・去勢手術」助成事業の財源とさせていただき、今後もTNR活動の推進を支援していきます。

■公害等の未然防止

目達原飛行場周辺における騒音について、年間平均62dB以下であるかを調査するため、現在3箇所ですべて測定を行っています。今後も国による適切な防音対策が図られるよう要望を行います。また、公共用水域の水質保全のために、水質検査を工場排水年4回6箇所、河川水水質検査年2回18箇所、地下水のトリクロロエチレン類第3物質検査年1回5箇所で行い、未然防止に努めていきます。

玄海原子力発電所からの放射線数値を自動観測する可搬型モニタリングポストにつきましては、県が独自に配備され、通常測定のほか職員の機器設置及び起動作動の習熟を目的に1年に3～4回の県との一連の流れの訓練を行っています。

②ごみ処理等環境衛生

■ごみ収集・処理体制の充実

現在稼働中の鳥栖・三養基西部環境施設組合のごみ処理施設の設置期限が令和5年度までとなっていることから、次期ごみ処理施設建設予定地を鳥栖市真木町の旧焼却場跡地に決定しましたが、土壌調査により汚染物質が確認されたことにより予定地を縮小し、焼却施設だけを先行して建設するよう協議されました。また、次期ごみ処理施設建設予定地は、平成31年4月に改定された鳥栖市ハザードマップにより浸水5メートル地域と想定されましたが、浸水にも耐えうる安全な施設建設を目指し、令和5年度完成に向け、スケジュールに沿って計画を進めます。

■3R運動の促進

EM菌を使った生ごみのたい肥化（リユース）の講習会や家庭用生ごみ処理機（生ごみ電動処理機／生ごみコンポスト）購入補助を通じ、町民や事業者のごみを出さない（リデュース）生活様式への転換を促していきます。また、町民の資源ごみ（リサイクル）に対する意識の向上を図るため、さらなる広報啓発を行っていきます。

■不法投棄の防止

山間部や河川等への不法投棄を抑止するため、警察と情報を連携し、パトロールを行い、今後も不法投棄防止看板の設置、或いは防止ポスター等での啓発等を継続していきます。また、各地区の環境美化推進員と連携を図っていきます。

■し尿収集・処理体制の充実

平成14年竣工の三神地区汚泥再生処理センターの老朽化に伴い、管理を行っております三神地区環境事務組合にて処理基本計画を策定し、総合的・中長期的な視点の下、基幹的設備改良事業を行い、長寿命化計画を進めます。また、今後も収集業者と連携し、効率的な収集運搬に努めていきます。

■斎場の適正管理

神崎市・吉野ヶ里町の火葬場が令和2年10月より操業開始されることにより、利用者減が見込まれていますが、三養基西部葬祭組合による斎場施設の適正な維持管理・運営に引き続き努めていきます。

③上・下水道

■給水体制の維持・充実

上水道への加入促進については、佐賀東部水道企業団と連携し、企業団だよりや町広報紙等を活用して、安全性の高い上水道への加入啓発を行います。佐賀東部水道企業団管内の水道管は全体の約50%が昭和40年代から50年代に埋設されたものであり、老朽化が進んでいます。管路更新50年計画達成のため、必要な事業計画の策定と適切な事業費を算定し、水道水の安全供給とともに今後の水道料金の値下げについても要望をしていくよう努めていきます。

■下水道施設の適正管理

最適整備構想計画に基づき、処理施設・管路施設の機能の保全と長寿命化に向けて、老朽化した施設の更新及び処理施設改修を進めていきます。また、国・県が推進している生活排水処理の広域化にも取り組んでいきます。

■下水道施設の円滑な運営

維持管理につきましては、包括的管理業務による適正かつ効果的な施設管理を行っており、更なる下水道事業の円滑な運営に努めます。また、処理施設整備事業等に充当した起債の償還関係では、より低金利での返済に向けて積極的に借り換え等を行い、効率的な運営を進めていきます。さらに、国の方針に基づき公営企業会計へ移行する作業に今年度から着手し、令和5年度の適用を目指します。

④公園・緑地

■公園施設・設備の整備充実

公園等については、樹木伐採等の業者発注とともに、地元地区のご協力もいただきながら、引き続き、適正な維持管理に努めていきます。また、鎮西山いこいの森については、町民の憩いの場であることに加えて、町外からの誘客が可能な観光資源としての活用が必要との考えから、整備のための補助金申請を行っています。採択後は整備に向け、速やかに実行したいと考えています。

■緑化の推進

「緑の募金」の活動を推進し、これを財源とした緑化事業を地域住民や住民団体の皆様により推し進めることにより、公共施設内外で、緑や花に触れる機会を増やし、精神衛生の向上に努めます。

⑤交通安全・防犯

■交通安全意識の高揚

近年、高齢の方が加害者となる交通事故が増えており、加齢による記憶力や判断力といった認知機能の低下は、自覚が難しいとされています。従来までの小・中学校における交通安全教室はもとより、高齢者を対象とした効果的な取り組みを推進します。

■交通安全施設の整備充実

国・県道の安全な道路環境の整備及び県道への安全施設の設置を昨年に引き続き要請していきます。また、町道についても、交通量の多い路線や通学路を中心に、ガードレール、カーブミラーなどの交通安全施設の整備充実を随時実施するとともに、危険交差点等へのカラー舗装の施工、監視・点検等を実施します。

さらに、小・中学校周辺の通学路で歩道が無い場所については、路肩部にカラー舗装を施すことにより、運転者からの視認性を向上させ、児童生徒の安全を確保します。令和2年度は、小学校周辺を重点的に実施予定です。

■防犯意識の高揚

地域・警察との連携による防犯意識の高揚に引き続き取り組んでまいります。

■地域ぐるみの安全環境づくり

子ども110番の家や青少年サポーターによる防犯活動の充実促進、保護者等による小学校内の巡回、商工会や議会などの各機関やK S S Pをはじめとした地区によるパトロール活動、町やN P O法人所有の青色防犯回転灯付自動車による連携したパトロールの実施など、地域ぐるみの安全活動を進めます。

令和2年度からは、地域防犯力の一層の強化を図るため、県の補助事業を活用した防犯カメラの設置を推進します。また、明るいまちづくりに向け、L E D型防犯灯への取替えの促進を図り、防犯対策の充実に取り組んでまいります。

⑥消防・救急・防災

■常備消防・救急体制の充実

社会構造の急速な変遷の中で、町民の生命・身体・財産を守り、安心・安全社会の実現を目指し、複雑化し困難性を増す災害への対応に的確に立ち向かうため、将来を見据えた消防の課題に取り組んでまいります。令和2年度は、傷病者を病院などの医療施設まで迅速かつ安全に搬送する救急車2台を最新鋭の車両に更新します。また、消防本部の施設の整備内容や時期、費用等を具体的に表すことで、限られた財源や人員の中でトータルコストの縮減や予算の平準化等の効果が得られる個別施設計画を策定予定です。その他にも防火防災意識の高揚、消防力の充実強化、火災予防、災害の防止に、引き続き努めてまいります。

■消防団の充実

地域の消防防災体制の強化がますます重要となってきたことから、防火衣等の装備品を整備し、消防団員の安全管理に努め、迅速な消防活動ができるよう充実強化を図ってまいります。令和2年度からは、消防団員確保対策事業補助金にて整備したTシャツを活用した団員募集のP R等を図り、団員報酬の増額も実施します。

■消防水利の整備

引き続き消防水利の拡充を求め、消防力の強化をはかります。

■火災予防の徹底

火災予防につきましては、消防団防火訓練、秋・春季火災予防週間、年末警戒等の開催により、町民の防火意識の高揚を図ってまいります。また、女性消防団を積極的に活用し、女性ならではの、きめ細かな活動を進め、防火意識の更なる高揚を図ってまいります。

■地域防災計画の見直し

昨年8月に佐賀県を襲った豪雨災害では、大規模な浸水被害や土砂災害が発生し、

県内各地に甚大な被害をもたらしました。これを踏まえ、住民自らが必要な避難行動と適切な災害対応がとれるよう専門家を配置し、地域防災計画をはじめ、防災関連マニュアル等の見直しを進めてまいります。

■防災・減災体制の強化

昨年3月、内閣府にて「避難勧告等に関するガイドライン」の改定が公表されたところです。これは、住民が情報の意味を直感的に理解することができるよう、防災情報を5段階の警戒レベルにより提供し、避難行動等を支援するよう改定されたものです。本町においても本警戒レベルを活用し、住民の安全な避難行動等の支援を行ないながら、避難情報等に対する一層の理解促進に努めてまいります。

航空消防防災体制の整備状況については、県、市町、消防本部を置く市、一部消防事務組合及び広域連合にて、佐賀県防災航空隊の運営に関する協定を締結しました。令和2年4月に佐賀県防災航空隊発隊、同年12月にヘリコプター納入、翌年3月末の運航開始予定です。

2. だれもが元気になる健康・福祉のまち

①保健・医療

■保健事業推進体制の充実

特定健康診査等実施計画及びデータヘルス計画の見直しを行い、本町の健康課題に即した疾病予防・重症化予防対策を進め、PDCAサイクルによる保健事業の展開を図ります。また、地域性を踏まえた保健事業を進めるため、医療機関との連携等により、本町における健康課題の分析に努めます。住民基本情報と連携した健康管理システムの運用により、各種健康診査結果や予防接種履歴等、住民一人ひとりのデータを健康カルテ等で一元管理し、効果的な保険事業の実施及び住民サービスの向上に努めます。母子保健の充実を統括的に対応できるための拠点となる、「子育て世代包括支援センター」の設置運営に取り組んでいきます。

■健康づくり意識の高揚と自主的活動の促進

広報・啓発活動の推進、食生活改善推進員の地域に根ざした活動の支援として地区伝達料理教室等により、町民の「自分の健康は自分で守る」という意識の高揚を図ります。さらに、町内の民間事業者と連携し、若年からの運動習慣の定着を図り、医療・介護の給付費の適正化を図ります。また、委託事業により実施しているがんサロンは、医療機関、訪問看護ステーション、介護事業所等との連携構築に努め、相談機能や交流機能を高め、サポート体制の幅を広げられるよう促進します。

■健康診査・保健指導等の充実

特定健康診査等実施計画及びデータヘルス計画に基づき、受診率の向上に向けた啓発等を積極的に進めながら、特定健康診査・特定保健指導を実施するとともに、脳血

管疾患や心疾患・糖尿病性腎症等重症化を予防し、国保医療費の適正化に取り組みます。また、各種がん検診（胃がん検診・肺がん検診・大腸がん検診・前立腺がん検診・子宮がん検診・乳がん検診・ピロリ菌検査）等の集団検診料金を引続き無料で実施します。子宮がん検診、乳がん検診は医療機関での個別検診を実施し、受診体制の充実に努めます。重症化予防、がんの早期発見と健康意識の啓発活動を行っていきます。令和2年度より疾病の早期発見と早期治療の促進のため、新たに「国民健康保険脳ドック検診助成事業」を実施します。

■母子保健の充実

親の育児不安解消、児童虐待の発症予防に向け、妊娠期からの継続した相談や指導・赤ちゃん訪問・乳幼児健診や相談を実施し、母子保健推進員活動の支援を行い、母子保健分野と子育て支援分野の両面からの支援が一体的に提供できるよう充実に図ります。また、産前産後の育児家事援助を行い、引続きサポートを行っていきます。不妊治療費助成について、男性不妊治療費に関しても実施し、経済的負担の軽減を図ります。

■精神保健の推進

精神障害者の社会復帰及びその自立と社会経済活動への参加に対する地域住民の関心と理解を深めるよう、佐賀県や医師会等との連携のもと、うつ病やストレスなどの心の病に関する正しい知識の普及のための広報活動等を推進していきます。また、医療機関や保健福祉事務所、総合相談支援センター等の関係機関との連携を図り、正しい知識の普及に努めます。障害者計画・障害福祉計画では、精神障害にも適応した地域包括ケアシステムの構築について見直しを行います。

■感染症対策の推進

佐賀県や医師会等の連携のもと、結核や肝炎、新型インフルエンザ等の感染症に関する正しい知識の普及や予防接種相談支援体制の充実に努めます。乳幼児から高齢者までの予防接種については、国・県の動向をみながら充実に努めます。また、新型インフルエンザ対策推進のため、防護服やマスクを備蓄し、緊急時対応に備えています。新型コロナウイルスにつきましては、無症状でも感染が想定を上回る拡大を見せており、「COVID-19」対応や連絡体制の確認を行い、相談窓口等の周知に努めます。昨今の風しん流行対策については、法令を遵守し、定期予防接種として、風しん抗体のない39～54歳の男性を対象に無料で予防接種を実施します。あわせて、妊娠を希望する女性及び妊婦の同居家族を対象とした「妊婦安心風しん抗体検査、予防接種事業」を実施し、先天性風疹症候群の予防に努めます。

令和2年度より0歳から18歳までの児童を対象に、インフルエンザ予防接種助成を開始し、子育て世代の経済的負担の軽減とともに、インフルエンザによる重症化、感

染拡大防止を図ります。

■地域医療体制の充実

自己判断で受診を手控えたり、延期したり、あるいは、間違った対応策をとっているうちに重症化してしまうといったことを防ぐため、町民一人ひとりが「かかりつけ医」を持てるよう、佐賀県や医師会等との連携を図るとともに、広域的な視点から地域医療機関の充実を促進します。また、だれもがいつでも適切な診療を受けられるよう、引き続き休日・夜間及び救急医療体制の確保に努めます。

②高齢者支援

■高齢者支援推進体制の充実

団塊の世代が75歳以上となる2025年を目途に、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築に着手していきます。高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施について、健康課題の把握や地域医療関係団体等との連携を進めるとともに、地域の多様な社会資源や行政資源を踏まえ、事業全体の企画・調整・分析を行っていきます。

■高齢者保健福祉サービスの充実

高齢者の在宅生活を支援するため、社会福祉協議会等との連携のもと、配食サービス、ひとり暮らしの高齢者に対する緊急通報システムの貸与、おたっしや便をはじめとした買物弱者支援等の福祉サービスの充実を図ります。65歳以上の高齢者にあん摩、マッサージ、指圧、はり及びきゅうの施術料について給付することにより、心身の健康の保持に努めます。また多年にわたり地域社会に尽力されたことに敬意を表し、古希（70歳）、喜寿（77歳）、米寿（88歳）、白寿（99歳）の方々に長寿祝い金を交付します。9月に65歳以上の町内居住者の長寿を祝うために敬老会を開催し、長寿表彰や金婚祝いをを行います。

佐賀県後期高齢者医療広域連合と連携し、糖尿病重症化予防事業、健康状態不明者等への訪問指導事業等、通いの場への関与を行っていきます。

■高齢者の能力活用・社会参加の促進

高齢者が生きがいを持って充実した生活を送り、積極的に社会参加することができるよう、老人クラブが行うきずなサロン、温水プール等の利用助成、料理教室等の活動支援やボランティア活動の推進、団塊の世代の知識や技術を活用したシルバー人材センターの活用をはじめ、高齢者の社会参加促進を図ります。また、生活支援コーディネーターを配置し、居場所づくりの支援を行います。

■認知症対策の推進

徘徊高齢者の早期発見や地域での見守り体制の充実を図るため、上峰町高齢者

S O S ネットワーク事業の支援を行います。また、鳥栖地区広域市町村圏組合に配置される認知症初期集中支援チームの活用や、児童を対象に認知症キッズサポーター養成講座を継続して開催し、認知症高齢者の早期発見、予防、重度化の防止、啓蒙啓発に向けた取り組みを進めます。認知症の介護家族の支援についても引き続き行います。

■介護保険サービスの提供

介護保険による法定給付については、保険者である鳥栖地区広域市町村圏組合と連携し、介護事業の現状分析を行うとともに、要支援要介護認定者に対して、居宅サービス・施設サービスといった保険給付を引き続き行います。

■地域支援事業の実施

高齢者ができるだけ介護や支援が必要な状態にならないよう、介護保険事業による介護予防策として、関係機関と連携を強め、地域支援事業（口腔ケア教室・介護予防筋力トレーニング、転倒予防教室・介護予防3B体操等）を推進します。また、総合事業を活用しフォーマル・インフォーマルサービスの有機的な結合に向けての体制づくりを進めるとともに、医療・介護給付費の適正化に向け、若年者から高齢者に至るまでの運動習慣の定着、促進を図ります。

③障がい者支援

■障がい者支援推進体制の充実

障害福祉制度内容や利用方法・手順の周知など支援推進体制を充実させるために関係機関と、より一層の連携と充実を図ります。障害福祉サービス等の必要量や確保に関して定める第6期障害福祉計画、障害児通所支援等の必要量や確保に関して定める第2期障害児福祉計画を策定します。障害のある人が自らの能力を最大限発揮し、自己実現できるよう支援を行っていきます。

■障がい者理解の促進

障害のある人もない人も、だれもが安全安心に暮らしていけるよう障害に対する理解の促進を図っていきます。また、平成28年4月に施行された障害者差別解消法で求められる障害者に対する不当な差別の禁止や障害者に対する合理的な配慮にむけた取り組みとしてヘルプマーク、パーキングパーミットの啓発普及にも取り組んでいきます。

■障がい福祉サービスの提供

身近な場所において必要な日常生活又は社会生活を営むための支援を受けられることにより、社会参加の機会が確保されることを旨として、居宅での生活を支援する訪問系サービス、日中の活動系サービス、居宅系サービス等の利用に対する自立支援給付障害福祉サービス等の提供を行います。また、重度の身体障害者・知的障害者に対

する医療費の一部助成や自立支援医療費助成、補装具給付事業、在宅の重度心身障害者に対してタクシー料金の一部を助成する福祉タクシー利用券を交付します。「障害があっても地域の中で暮らし続けたい」という障害者の日常生活及び社会生活を支援していきます。

■保育・教育の充実

障害児保育における相談機会の充実や特別支援教育における介助員の配置などに配慮するとともに、就学・就労相談や指導をタイムリーに行えるよう努めます。また、経済的負担軽減の観点からは、小・中学校の特別支援学級への就学を行う際保護者等の負担軽減を行います。法改正により就学前の障害児を支援するため、児童発達支援等の利用者負担無償化についても今後対応していきます。

■就労支援の充実

「障害者優先調達推進法」の施行により、「上峰町における優先調達推進方針」を定めています。これにより、利用者の平均工賃の底上げを図るため積極的に公共施設に係る公共事業の発注を増やすよう努力します。

■障害者雇用の促進

今後も、法定雇用率達成に向けて引き続き努力してまいります。

④子育て支援

■子育てに対する経済的支援

子どもの医療費助成については、現在、支給方法を現物給付方式とし、高校生までを対象に助成を行っています。保護者負担は、通院をひと月一医療機関につき自己負担上限500円を2回まで、入院はひと月一医療機関につき自己負担上限1千円の支払いとし、院外薬局での薬代支払いは発生しません。今後も保護者の子育てに対する経済的負担の軽減を図るため引き続き支援していきます。

家庭等の生活安定・児童の健やかな成長のため、児童手当として所得限度額未満の受給者に対し、3歳未満は月額15千円、3歳から小学校就学前までは第1子・第2子10千円、第3子以降15千円、中学生は10千円を支給し、所得制限以上の受給者については、特例給付として月額5千円の支給を継続して行います。

保育料については、令和元年10月から施行された幼児教育・保育の無償化に伴い対象となる3歳から5歳までの全ての子ども及び0歳から2歳までの住民税非課税世帯の子どもについて対応しました。また、町外の未移行幼稚園の利用者に対して、新1号として施設等利用給付認定を、預かり保育・一時預かり・認可外保育等の利用者に対しては、3歳から5歳までの全ての子ども及び0歳から2歳までの住民税非課税世帯の保育の必要がある子どもについて審査の上、新2号新3号の施設等利用給付認定を行いました。今後も保護者に対して経済的支援を行っていきます。

■地域の中の子育て環境づくり

子ども子育て支援交付金の活用による、延長保育・一時預かり事業及び病後児保育事業等については継続して実施します。平成31年4月より運営場所を上峰幼稚園旧園舎へと移行した放課後児童健全育成事業についても、継続して事業を行います。

令和元年度に第2期上峰町子ども・子育て支援事業計画の策定を行いました。今後はその事業計画の内容に基づき、関係各課と連携を図りながら子育ての環境づくりに努めます。

■ひとり親家庭への支援

増加傾向にあるひとり親家庭の経済的・精神的不安の軽減に向け、民生委員・児童委員等との連携のもと、相談・指導等を推進するとともに、児童扶養手当や助成制度の周知と活用を促進します。また、経済的事情又は家庭の事情等により孤食などの課題を抱える方が、食事及び団らんなどを通して社会との接点を設けつつ共食を推進し、食事を通じた地域における多世代交流拠点の整備を支援しています。子どものみを対象とするのではなく、「子どもも通える多世代交流食堂」として促進を図ります。

⑤地域福祉

■地域福祉計画の策定

高齢者等の孤立防止や所在不明問題への対応も含め、本町の実情を踏まえた地域福祉を計画的に推進するため、地域福祉計画を策定します。

■地域福祉を支える多様な担い手の育成

老人福祉センター「おたっしや館」の経営をはじめとした社会福祉協議会の運営や、利用者の増加を図るための地域公共交通の体制強化等を支援します。また、健康器具等を用いた高齢者の健康づくり支援事業や、社会福祉協議会における公益的事業を引続き支援していきます。

■地域主体の支え合い助け合う活動の促進

高齢者や障がい者等が孤立せず、住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、関係機関との連携のもと、多様な担い手が一体となった福祉ネットワークの形成を促進し、地域で支え合う体制づくりを促進します。また、ガバメントクラウドファンディング（G C F）を活用したグループホーム創設に向け支援していきます。

⑥社会保障

■低所得者福祉の推進

低所得者の自立に向け、民生委員・児童委員、佐賀県及び社会福祉協議会等との連携のもと、それぞれの実態に即したきめ細かな相談・指導等に努めるとともに、生活保護制度、資金貸付制度及び生活困窮者自立支援制度の利用に関する助言・指導等に努めます。また、社会福祉協議会における、生活困窮者を支援するための「フードバ

ンク」等の新たな取り組みについて、支援していきます。

■国民健康保険制度の健全運営

県が財政運営の責任主体となり、より安定的な財政運営を行えるよう、県と県内20市町で佐賀県市町健康保険広域化連携会議等を開催し、保険税率や事務・事業の効率化等について検討・協議を行います。保険税率・税額については、令和2年度は据え置くこととし、将来的な県内20市町の税率一本化に向けて、標準保険税率や国保運営状況を見ながら検討を進めていきます。また、国民健康保険制度については、広報啓発活動の推進や医療費通知、後発医薬品の推奨、重複服薬者に対する受診行動適正化指導等を実施し、被保険者の健康管理意識の高揚、適正受診の促進を図り制度の健全運営に努めます。

■国民年金制度の周知徹底

国民年金事務については、日本年金機構佐賀年金事務所と連携し、住民の皆様がスムーズに手続きができるよう、今後も記録確認、相談業務、各種申請について同事務所の指導のもと、町広報紙等を活用した制度の周知に努めます。

3. 活力と交流に満ちた元気産業のまち

①農業

■農業生産基盤の充実

農業の多面的機能の維持・発揮のための地域活動や営農活動に対して支援する多面的機能支払交付金事業は、農地維持支払交付金と資源向上支払交付金の活動に20組織が取り組まれており、国、県、町からの補助金を各組織に交付します。

県営耕地整理ため池整備事業につきましては、令和2年度事業費50,000千円、堤体約120mの工事を計画しています。

農地の鳥獣被害は営農意欲の減退、耕作放棄地の増加等をもたらし、被害額として数字に現れる以上に農家に対し深刻な影響を及ぼしています。前年に引き続き集落支援員とボランティアによる捕獲実施隊により、わなの設置や点検と捕獲、捕獲機管理システムを活用しての捕獲に取り組み、鎮西山登山道に出没していたイノシシの駆除にも成功するなど着実な成果を挙げております。今後とも猟友会との連携を密に行い、捕獲頭数の増加に向けて取り組んでいきます。また、狩猟免許取得等補助金により狩猟免許取得者を増加させ、猟友会、捕獲実施隊での活動を更に充実するように支援をしていきます。あわせて、従来どおり「鳥栖三養基有害鳥獣駆除対策協議会」と連携をとりながら、「鳥獣被害防止総合対策交付金」により、イノシシ、アライグマ用箱わなの購入も行っています。

■意欲ある多様な担い手の育成・確保

担い手農家の安定に資するため、経営所得安定対策を引き続き実施するほか、令和

元年の豪雨等による農作物被害については、営農再開・草勢樹勢回復等被害対策事業を実施し、農業者の再生産意欲の高揚と経営安定を図ります。

また、将来の地域農業を支える人材を広く確保・育成するため、営農の省力化や低コスト化、農産物の高品質化を実現することができる先端技術を活用したスマート農業の取組を推進し、ICTを活用した幅広い農業の情報発信に必要な検討を行っていきます。

■農産物の生産性の向上と農業の6次産業化の促進

水田活用の直接支払交付金（産地交付金）により水田の収益力向上を推進するとともにフォアスを活用しての大豆、野菜等の高品質化と増収についても推進していきます。

■地産地消の促進

新たな地産地消及び観光交流の拠点として、農産物直売所の整備計画を交流拠点の整備に併せて行っていきます。

②商工業

■商工会の育成

商工会の更なる活性化を図るために指導事業の中で、商工会会員で経営上の課題を抱えている事業者を対象に、中小企業診断士などの専門家を派遣して、実践的な指導・アドバイスなど経営課題の解決に向けた支援を行う経営支援サポート事業について支援します。また、今後公共発注の在り方もPPPが主流となっていくことから、地元企業によるコンソーシアム形成力を高めていけるよう、地元事業者向けの勉強会を開催するなどし、公民連携手法を推進していきます。

■時代変化に即した商業活動の促進

町の経済の牽引役であったイオン上峰店閉店後の跡地等を活用した中心市街地活性化事業の取組みに体育館等を追加設定する再評価を行い、新たな賑わいと人だまりの拠点づくりに引き続き取り組むことに加え、「自立した持続可能な地域」をつくるため、キャッシュレス化を普及させ、地域の経済循環活性化として必要な「地域内でお金を循環させる仕組み」を商工会と連携しながら引き続き構築します。

■起業の促進

総務省が、ふるさと納税のさらなる活用策として、ふるさと起業家の支援を提唱したことなどを受けて、これまでのふるさと納税の取組みによって得られたネットワークやノウハウを活用しながら、町内への事業所進出、アンテナショップを活用した特産物紹介の場の提供・販路拡大、創業や新事業に取り組む事業者等の支援に取り組んでいきます。

■企業誘致の推進

新規企業の進出ニーズよりも町内企業における規模拡大等のニーズが高まっています。規模拡大においても、従業員と家族等の通勤・通学や住宅、病院、交通など、まちづくり全般に渡る課題への対応が求められるため、各企業への意向確認等により、誘致等の実現に向けた課題の解決を図ります。

■既存企業の活性化推進

昨年、電子部品メッキ加工を手掛けるニシハラ理工（本社東京）が、大字堤にある工業団地内に第2工場を増設し、自動車やスマートフォンに使用されるメッキ受注の増加に対応することとなり、18名の雇用増員をされることで、立地協定調印式を行いました。IoTやAIを活用した産業用ロボットや自動運転の車など、現実世界と仮想世界を相互に連携させるシステムが多くの分野で広がりを見せています。同社は、それらを円滑に稼働させるために必要な機能を半導体、電子部品のメッキ加工を通してその一翼を担っておられ、技術力でも世界レベルで高い評価を受けています。モノづくり日本の代表的企業でもあります。町内企業の活性化に関し、環境整備などバックアップをしていきます。また、株式会社ブリヂストン佐賀工場におきましても、今年度工場増設の話があり、協力して参りたいと考えております。

③観光・交流

■地域特性を活かした観光・交流機能の創出

「鎮西山桜ライトアップ」については、令和2年で9回目の開催となり魅力的な装飾のイルミネーション設置などにより年々多くの来場者を迎えており、桜のシーズンの風物詩として定着しています。また、「かみちやりグランプリ」についても8回目の開催となり町の活性化、交流人口の増加を図るイベントとして定着してきています。今後も主催されています「まちづくり実行委員会」の運営に対し支援していくとともに、地域の方と協働で町の発展及び活性化を図っていきます。

交流拠点の整備としては、中心市街地活性化事業の計画地内に（仮称）道の駅及び地域振興施設を併設整備するべく、引き続き、計画の実現化に注力していきます。加えて目達原駐屯地に所蔵されている戦時資料などを移管し、平和資料館を設けるなどして、遺族会との連携も深めながら商業面だけではなく歴史文化面での付加価値も加えていきます。なお、街並みや景観形成の観点から、公共物のカラーやデザインコードの統一化を推進するとともに、案内看板に多言語表記やピクトグラムなどを採用するなどし、外国からの来町者へもわかりやすい標記を行えるよう取り組んでいきます。

■タウンプロモーション活動の推進

（一社）起立工商DMOが官公庁より認可されたことにより、さらに機能を高めていけるよう、町の魅力発信事業として、引き続きトレイルランニング等のイベントや

観光資源の磨き上げや体験型観光商品の開発・販売促進などの取り組みを支援するとともに、産業振興と交流人口、関係人口の増大を図ります。

また、本町にゆかりのある鎮西八郎為朝（源為朝）をモチーフにしたキャラクター開発を行い、聖地化することで交流人口、関係人口の増加を図りたいと考えています。なお、今後アニメ化し全国発信することを視野に入れ、鎮西八郎為朝（源為朝）ゆかりの地として名乗りを上げることに取り組みます。

④雇用対策

■雇用機会の確保と雇用の促進

関係機関との連携や、広域的連携のもと、地域雇用開発の促進のための一体的な取り組みを進めるとともに、説明会等の案内周知により若者の地元就職やU・I・Jターンの促進、女性・高齢者・障がい者の雇用促進に努めます。

■勤労者福祉の充実

連合佐賀結成30周年の節目の年であり、連合佐賀東部地域協議会との意見交換を活発に行い、自治労や地域労組との取り組みを強化し、労働を中心とした福祉社会づくりに取り組みます。

⑤消費者対策

■消費者生活相談の充実

近年のインターネットの普及は、生活の利便性が高まる一方で、消費者を取り巻く環境を大きく変化させ、消費者トラブルを複雑・多様化させる要因になっています。また、悪徳商法や特殊詐欺などの手口は複雑かつ巧妙化しており、様々な問題が発生していることから、引き続き消費生活相談体制の充実に努め、消費者被害の防止に取り組んでまいります。

4. 発展への基盤が整ったまち

①土地利用・都市計画

■適正な土地利用への誘導

無秩序な開発行為の未然防止や土地利用区分に応じた誘導を図ります。また、西峰地区等への人口増加による町の活力向上を見据え、道路整備の方策等により適正な土地利用と良好な環境の新たな宅地の形成を促進します。

②住宅施策

■町営住宅の適正管理と整備検討

坊所団地について、経年劣化に伴う火災警報器の取替を実施します。また、切通北団地RC2及び西峰団地RC2については、法定使用期限満了に伴う量水器取替工事を実施します。

■質の高い住環境づくり

旧耐震基準により建築された一般住宅については、耐震診断に対する支援を行います。また、診断の結果に基づき実施される耐震設計及び耐震改修工事についても支援を行います。さらに、今年度より建築基準法の設置基準を満たしていないブロック塀の撤去に対する支援も行います。

■空き家の利活用等の推進

空家対策については、適切な管理が行われていない空家等が防災、衛生、景観等の地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしていることに鑑み、地域住民の生命、身体又は財産を保護するとともに、その生活環境の保全を図る目的で策定いたしました「上峰町空家等対策計画」により空家等に関する施策を総合的かつ計画的に推進していきます。

③道路・公共交通

■国道の整備促進

国道34号線の交差点改良と歩道設置については、渋滞の緩和と歩行者の安全確保に向けて、国道事務所と連携を図り、引き続き地元関係者の協力をお願いしていきます。

■県道の整備促進

県道坊所城島線の歩道整備については、昨年に引き続き町民センターより南へ約250m区間の用地買収を実施予定です。舗装の改修については、状態が悪い箇所を優先的にお願いしております。県道神埼北茂安線については、加茂交差点から上米多地区までの間の歩車道を明確に区分する工事を計画されています。なお、未整備区間については、早期の事業着手を要望していきます。今後とも県東部土木事務所との意見交換や情報交換等を積極的に行っていきます。

■町道の整備及び長寿命化

特定防衛施設周辺整備調整交付金による事業として、西峰東西3号線及び下坊所東西線の改良・舗装工事に着手します。

社会資本整備総合交付金事業については、坊所南北線の一部の改良工事並びに八枚碇線の用地買収及び三上北南北1号線の用地測量を行います。また、町道橋梁の点検を実施するとともに、長寿命化計画の見直しを実施します。

道路維持関係では、公共施設等適正管理推進事業債を利用し、舗装路面のたわみ、ひび割れ、ひずみ等の状況を基に住民からの要望を重視し、事故等の危険度や補助金交付金等の採択状況、用地取得状況、財政状況等を総合的に勘案し、都度、計画を見直し、緊急度の高い路線から補修を実施します。さらに、集落環境整備として側溝整備及び交通安全対策としての交差点部へカラー着色などを実施します。

■路線バスの維持・確保

西鉄バス鳥栖神埼線の沿線自治体との連携のもと、佐賀県地域公共交通活性化協議

会を通じて利用促進及び維持・確保に向けた取り組みを推進します。

■コミュニティバス（のらんかい）の充実

町民の日常生活を支え、「移動制約者の移動手段の確保」「外出機会の創出」「地域の活性化」を目的に運行を行っているコミュニティバス（のらんかい）について、通学バス、巡回バス、乗合タクシー、それぞれの利用方法等をさらに周知し、今後も多くの方に満足して利用いただけるよう、利便性の向上を図っていきます。また、運転免許証返納者を支援するために、コミュニティバス運賃が1年間無料となるフリーパスポートの発行や、台風等の災害時、避難所送迎における乗合タクシーの活用等、交通弱者支援を引続き行います。

④情報化

■行政内部の情報化の推進

マイナンバー制度に基づく自治体間の情報連携や行政事務の効率化を推進し、住民サービスの質や利便性の向上に取り組んでいきます。

■多様な分野における情報サービスの提供

「町民だよりかみみね」に加え、町のポータルサイトやタウンチャンネル、SNSを通じて、住民生活の向上につながる情報発信を行います。

また、本年度は総合計画及び総合戦略見直しの年度でもあり、国においてもSociety5.0やSDGsを念頭に置いた多種多様な施策が展開される中、本町において実効性が期待できる施策を限られた経営資源を活用し、選択と集中により体系化することに加え、町民が手にとりやすく、町に興味を持ってもらえるような計画策定と情報発信に注力します。

5. みんなの力でつくるまち

①人権尊重

■人権相談の充実

人権問題が多様化、複雑化してきている中、町民の皆様が人権意識を高め、互いの多様性を認めあうことが重要であることから、引き続き人権相談等による人権擁護に努めてまいります。

②男女共同参画

■男女共同参画に関する意識改革の推進

広報・啓発活動や学校教育、生涯学習などの様々な場を通じ、性別による固定的な役割分担意識の解消や社会慣行の見直し、男女平等意識の浸透に向けた啓発・教育を推進します。

■男女共同参画・女性活躍の社会環境づくり

町の審議会等への女性の積極的な登用や、女性町職員の管理職への登用拡大、団体

役員・地域役員への女性の登用の働きかけなどを行い、政策・方針を決定する場への女性の参画を促進するとともに、育児、介護休業制度の普及促進など、仕事と家庭、地域生活の両立支援に向けた取り組みを推進します。

③コミュニティ

■コミュニティ意識の高揚

地域の自然・伝統文化・農産物等を活用した特産品づくりや体験プログラムの開発の支援などを通じて、地域の自発的かつ自主的な活動を促すことで、コミュニティ意識の高揚を図ります。

④町民参画・協働

■広報・広聴活動の充実

読みやすくわかりやすい広報紙づくりに努めるとともに責任ある言及に努め、リニューアルするホームページによる広報活動の一層の充実を図ります。

■情報公開の推進

町民への説明責任を果たし、開かれた町政を推進するため、法令の定めに基づき個人情報保護に配慮しつつ、情報公開を推進します。

■町の政策形成への参画・協働の推進

総合計画及び総合戦略見直しに伴い、住民アンケートやパブリックコメントを実施し町民の意見聴取を図ります。また、多角的な意見を反映させるため附属機関への女性登用率の向上と市民参画の機会を拡充します。

■公共サービスの提供等への参画・協働の促進

P F I、L A B V、指定管理者制度などのP P P手法を積極的に取り入れ、従来型の公共発注方式からシフトしていくとともに、経営資源を寄せていきます。

■町民団体・N P O

従来型手法から新たな公共サービス提供手法への変革期に当たり、町民の出番と居場所の拡充及び地元事業者が自発的に参画できる環境形成を図るとともに、その担い手であるD M O、C S O、N P O等への積極的な育成を図ります。

⑤自治体経営

■健全な財政運営の推進

財政健全化法が施行された平成19年度当時、実質公債費比率は23.3%、将来負担比率は211.0%と、町財政は危機的な状況にありましたが、平成30年度決算時点で実質公債費比率は12.9%、将来負担比率は比率そのものが発生しないところまで回復しています。今後においても経費節減を心がけ、健全な財政運営に努めます。

■組織・機構の再編

社会情勢の変化や町民ニーズに対応するため、機能的な組織・機構への再編を行い

ます。

■人材の育成

人材育成基本方針に基づき、職員研修の充実や成果主義に基づく人事評価制度の充実・定着等を進めると共に、高度な専門性のある職員を積極的に採用し組織的な能力を高め、地方分権・地方創生の時代の担い手にふさわしい人材の育成を図ります。

また、人事評価制度の適切な運用により、人材の有効活用とモチベーションアップを図り、更なる組織の活性化に繋げてまいります。

以上、令和2年度の施政方針と主要な施策を述べるとともに、予算について御説明申し上げましたが、これらを成し遂げるにあたっては、議会並びに町民の皆様方のご理解とご支援が必要不可欠であると認識しております。引き続き議員各位のご助言・ご指導をお願い申し上げます。ご清聴ありがとうございます。

○議長（中山五雄君）

これで、町長の施政方針は終わりました。

日程第4 教育長の教育方針

○議長（中山五雄君）

日程第4. 教育長の教育方針。

教育長の教育方針をお願いします。

○教育長（野口敏雄君）

皆様おはようございます。令和2年度「上峰町教育」につきまして所信と主要な施策を、上峰町教育委員会を代表して申し上げます。

1 所信表明

平成から令和へと新しい時代の幕が開けた我が国は、社会環境が大きく変化しこれまで以上に厳しい挑戦の時代を迎えるものと考えます。

教育の分野におきましても、高い志と理想を持って、困難に立ち向かい克服していくための力である「生きる力」を育むことが求められています。そのために、「確かな学力」、「豊かな心」、「健やかな体」の3つの要素をバランスよく育むとともに、一人一人が自己の持つ個性や能力を最大限に発揮し、様々な可能性を伸ばす教育ができるよう取り組んでまいります。特に、小学校においては10年ぶりの新学習指導要領全面実施の年となります。中学年から外国語教育の導入、プログラミング教育の必修化など新しい学習指導要領のもと、社会の変化を見据えた新たな学びへと進化します。本町において成果が出ております小学校でのオンラインによるマンツーマン英会話や、スタディクーポンを活用した中学校放課後補充学習について継続して取り組んでいくとともに、町費雇用の英語、理科、数学専門講師の小・中学校への配置、特別支援教育支援員の配置についても継続して推進してまいります。不登校及び不登校傾向の児童生徒の居場所づくり、学習権保障に向け適応指導教室の整備に

取り組んでまいります。さらに、小学校正門周辺の安全・安心を確保すべく学校の環境整備に取り組むとともに、老朽化している施設の適正管理に努めてまいります。

スポーツ界では、東京オリンピックへ向け、「すべての人が自己ベストを目指し」、「一人ひとりが互いを認め合い」、「そして、未来につなげよう」を3つの基本コンセプトに様々な準備が進められています。さらに来る令和5年、国民スポーツ大会と全国障害者スポーツ大会が佐賀県で開催されます。上峰町におきましても「スポーツ振興宣言の町」として競技力の強化及び支援活動に積極的に取り組んでまいります。特にスポーツを「する」「育てる」「観る」「支える」といった多様な楽しみ方ができるスポーツ文化の裾野を広めるとともに、トップアスリート育成を目指すSAGAスポーツピラミッド（SSP）構想の上峰版を具体化し、実践していきます。一方、老朽化している体育施設につきまして、中心市街地の再開発に合わせて協議を進めていただいているところです。多くの皆様の知恵を結集し、時代が求める新しい知識や技術を取り込めるよう推進してまいります。

教育行政につきまして、GIGAスクール構想をはじめとするICT利活用教育の更なる推進、次世代のトップアスリート育成を目指すSAGAスポーツピラミッド構想などソフト面、ハード面ともに大きな飛躍を目指しています。引き続き、町民の皆様のご期待と信頼に沿えるよう努めてまいり所存です。

2 主要な施策について

○主要な施策について

令和2年度教育関係の主要な施策につきまして、「上峰まちづくりプラン」後期分野別計画の施策体系に沿いながら申し上げます。

1. 美しく安全な生活環境のまち

①交通安全・防犯

■交通安全意識の高揚

通学バス、施設間循環バス、乗合タクシーが新形態になり、交通の利便性が向上しました。中でも通学バスは登校時北回りが2台体制になり、南回りの1台とともに遠距離通学児童の交通安全が確保されました。引き続き、乗車マナーの指導に努めるとともに、新入学児童には上級生とともに交差点の渡り方などの体験指導を実施します。

■地域ぐるみの安全環境づくり

KSSP（上坊所青少年サポートパトロールの会）による地区パトロール、上峰町商工会青年部子供見守り隊や各地域の皆様による交差点での登校指導、老人クラブ等のボランティア団体や保護者による小学校内の巡回、地域のおじさんおばさん及び110番の家活動とそれぞれの地域で活動が実践されています。さらにNPO法人でも青色防犯パトロール車に新車が追加導入されました。町の防犯パトロールと連携し、地域ぐるみの安全環境づくりを継続して推進します。

②消防・救急・防災

■防災・減災体制の強化

中学校が令和元年度に防災教育指定を受け、安全教育に取り組んでいます。調べ学習や体験学習、防災講話などにより積み上げた成果をもとに、児童生徒の防災意識の向上に努めます。また、児童生徒の安全を守るため、小学校で大雨対策避難訓練を実施します。さらに、2学期には小・中学校において、地震・火災避難訓練を消防署の指導のもとで実施します。

2. 人が輝き文化が薫る教育・文化のまち

①学校教育

■生きる力を育む教育活動の推進

町立の小学校及び中学校での小中連携教育を推進し、「生きる力」を育む教育活動のなお一層の推進に取り組みます。教育施策の専門的事務に従事する指導主事について、学校長経験者を会計年度任用職員として増員し英語教育をはじめとする学校教育の更なる充実を図ります。小学校において学習指導要領の全面改訂にともなう中学年からの外国語教育導入に対応すべく、教員の実践的研修、町費専門講師の配置を行うとともに、オンラインによる英会話を3、4年生へ拡充します。そこでは電子黒板を使い発音や表情の豊さを体験し外国語に慣れ親しむ環境を作ります。5、6年生は引き続きマンツーマンによるオンライン英会話を年間20コマ提供しグローバルな人材育成を推進します。加えて理科、数学につきまして、県費教職員に加え町費専門講師を小・中学校に配置し、さらなる基礎学力の定着並びに活用力の向上を図ります。さらに中学校では1年生及び3年生を対象に、スタディークーポンを活用した放課後補充学習を継続して実施し、地域の学習塾をはじめ、各種習い事など生徒・保護者の希望に寄り添ったきめ細かい学習支援・キャリア教育を行います。また、小・中学生の英語力の向上を目的に英語検定料の補助を継続して実施します。さらに、中学生が自主的に学習を行っている地域未来塾をはじめ、小学生を対象とした放課後子供教室など、学校と地域が連携して児童・生徒を支援します。

不登校及び不登校傾向の児童生徒の居場所づくり・学習権保障に向け、適応指導教室の整備に取り組みます。さらにスクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーの配置時間数を町費で上乗せした教育相談体制により、児童生徒、保護者並びに教職員の悩みへの対応を継続して推進します。障がいのある児童生徒が自己実現に向け、地域において自立し安全安心な生活を送ることができるよう、特別支援教育を継続して取り組みます。通常学級に在籍する障がいのある児童生徒に対しても、個別的な指導を行う通級指導教室を国の加配を活用し引き続き開設します。特別支援教育支援員につきましては、行政事務支援委託事業を活用し小学校に8名、中学校に4名配

置し、きめ細かな自立的支援を行うとともに、児童生徒が共に学び合う教育環境を整備します。

入学時健康診断をはじめ、小・中学校において児童生徒、教職員を対象に各種検診を実施します。小・中学校でのフッ化物洗口についても三養基・鳥栖地区歯科医師会との協議のうえ推進します。自校式学校給食の推進に続き、学校給食の無償化、おいしい給食・行事食の取組など、安全安心な学校給食の提供と充実にさらに努めるとともに、小学校入学祝い金の支給など、保護者の教育費の負担軽減及び子育て支援を推進します。子どもの貧困の連鎖防止の施策として、小・中学校の低所得者世帯に対する要保護・準要保護就学援助制度につきまして、広く周知し制度活用を推進します。

■学校施設・設備の整備充実

小学校正門周辺の安全安心の確保に向け整備を行います。勾配がきつく飛び出しが危惧される正門付近をなだらかに改修するとともに、南北にも広く滞留長を確保し児童の安全確保に努めます。小学校中庭に人工芝を敷設し、運動能力の向上を目指すとともに安全で魅力的な校庭を整備します。中学校自転車小屋の増設工事を行い、不足解消を図ります。中学校特別支援教室間仕切り設置工事を行い、2クラスが同居している特別支援教室それぞれのクラス的环境改善を図ります。

上峰町公共施設等総合管理計画に基づく個別施設計画を策定し、学校施設の適正管理に努めます。小学校にスクールゾーンを設置し、通学路のカラー舗装化に取り組みます。さらに、佐賀県子どもを見守る防犯カメラ設置事業に取り組みます。中学生の通学用ヘルメット・小学生の防犯ブザー支援とともに通学時の安全確保に努めます。

②生涯学習

■生涯学習関連施設の適正管理・利用促進

町民センターの適正管理及びサービスの向上に努め、利用促進を図ります。令和元年度のホール空調設備、中央監視盤等の改修に引き続き、老朽化しています音響設備について、各種式典やコンサート等多様な用途に対応できるよう機能の向上を図る改修を行います。また、生涯学習施設としての機能を更に生かし、子育て世代や勤労者、高齢者の声を取り入れながら、様々な学習や研修を企画するとともに、文化協会との連携を強化し、自主的なサークル活動をより一層推進します。

ふるさと学館については、町民ニーズに即した蔵書の充実、読み聞かせによる子どもの集いの場、生涯学習拠点としての機能強化を図り、幅広い年齢層へのサービス提供に努めます。また、日常清掃業務においては、障害者就労支援施設のふれあい館と業務委託を結び、障害者雇用に努めます。さらに、小・中学校図書室と連携し、「家読」の促進、ブックスタートによる各家庭での読書習慣の定着に向けた取り組みを行い、施設の利用促進を図ります。

■特色ある講座・教室の開催

公民館事業につきましては、健康づくりや芸術活動、料理教室等多様な内容に取り組み、国際文化に触れながら町民の幅広い教養や生きがいづくりを支援する魅力ある生涯学習講座の開催を推進します。

③青少年健全育成

■家庭・地域の教育力の向上

地域に伝わるほんげんぎょう等伝統行事やレクリエーション活動を通じて、家族のふれあいや地域の共同体験を充実させるための環境づくりを進めます。また、青少年が地域の中で、自主性や社会性を育むことができるよう世代間交流の場を充実させます。

■青少年の体験・交流活動等への参画促進

青少年サマーキャンプ等を通じて、野外活動や異学年による学習活動の機会を提供します。人と人との関わり・責任感・自主性などを学び、社会に貢献できる人材の育成を推進します。

④スポーツ

■地方スポーツ推進計画の策定検討

「スポーツ基本法」を踏まえながら、本町におけるスポーツ振興施策の総合的な指針となる推進計画の策定を検討します。

■スポーツ施設の整備充実

体育センターをはじめとする各スポーツ施設につきまして、テニスコートの照明を交換するなど利用促進に向けた適正な維持管理を行っています。今後さらに中央公園の管理運営体制の充実を図るなど施設の有効活用に努めます。中心市街地活性化事業における体育施設の追加要望におきまして、施設利用見込みの方々や団体、体育協会やスポーツ少年団へ規格・規模等についてご意見をお聞きしました。いただいたご意見を参考に、更なるスポーツ施設の整備充実を推進します。

■スポーツ団体・指導者の育成

体育協会をはじめ自主的なスポーツ団体の育成・支援に努めます。また、県民スポーツ大会や体力づくり体育大会への積極的な参加を促し、指導者の発掘・活用・資質向上を図り、町民の自主的なスポーツ活動の活性化を促進します。さらに、気軽に楽しく体を動かしながら多世代交流の活動の場として、総合型スポーツクラブ「友遊スポーツかみみね」の支援に努め、運営やクラブリーダーの育成を図ります。

■多様なスポーツ活動の普及促進

スポーツに関する広報・啓発活動を推進する目的で、広報会議を開催し、スポーツで活躍している町民の情報を集約し、PR広報します。

4月5日に鎮西山におきまして第2回ふれあいの森フェスタを開催しますとここになっておりましたが、昨日の上峰町新型コロナウイルス対策準備推進会議の中で、この4月5日の鎮西山第2回ふれあいの森フェスタにつきましては中止を決定したところでございます。トレイルランと併せてウォーキングを計画しておりましたが、今年度はそういう対応をしているところでございます。

5月11日、2020東京オリンピック聖火ランナーとして中村地区の原楨和彦氏が町内を走られます。1964年の東京オリンピックに続き生涯2度の聖火ランナーとして盛り上げていただきます。

上峰版スポーツピラミッド構想とその具現化につきましては、町民の競技力向上や競技スポーツの振興、文化（する、育てる、観る、支える）の裾野の拡大を図りながら、国民スポーツ大会や全国大会への出場を目指す上峰在住のトップアスリートの育成・支援を行い、スポーツのチカラを活かした人づくり、地域づくりを推進します。さらに、町民の競技力の維持・向上、競技スポーツの振興に向け、上峰版スポーツピラミッド構想の趣旨に基づいた大会誘致やプロの講師によるスポーツ教室の開催に努めます。

国土交通省が推進する『「居心地が良く歩きたくなるまちなか」からはじまる都市の再生』に共鳴し、「ウォーカブル推進都市」に登録しました。鎮西山などの既存資源を生かし、歩くことから始めるまちづくりを推進します。

⑤文化芸術・文化財

■文化芸術の鑑賞機会と発表機会の充実

文化協会と連携しながら町民文化祭の内容充実に努めるとともに、NHKや宝くじ、企業の文化公演事業を活用しながら、鑑賞する機会の充実に努めます。

■文化発信拠点整備の検討

音楽・絵画・工芸等に携わる芸術家等を町内にて活動してもらう文化発信拠点（メディアテイク）の整備について検討します。

■文化財の保存・活用

指定文化財の適正な保存及び維持管理を行うとともに、その他の文化財や埋蔵文化財についても、調査体制の充実のもと、発掘調査等を推進し、その保存・活用を図ります。八藤丘陵の太古木の保存整備につきましては、地下水位観測、水質調査により保存環境の確認・維持を行い、将来の調査公開を視野に入れた太古木の保存活用計画策定を受け、太古木の保存活用の整備を図ります。

米多浮立や西乃宮浮立などの伝統文化保存・継承活動に対し補助的支援を行います。特に米多浮立においては前牟田産の「天衝米」が今年度不作であったため引き続き支援に努めます。

古墳公園や堤土畠跡歴史公園の適正な管理運営を行います。さらに、古墳公園の環境美化活動を実施されております「都紀女加王墓と古墳公園を守る奉仕団」の活動や上峰町の地酒「鎮西八郎」の醸造に係る支援を引き続き行います。

■町史の編さん・発刊

より多くの人々が本町の貴重な歴史・文化や風土に親しめる機会を増やし、次世代に継承していくため、町史編さん基本計画・執筆要領に基づいて、原稿の確認、編集、校正等を行い、「上峰町史」を令和２年度に発刊致します。

以上、令和２年度「上峰町の教育」の主要施策を申し上げました。町民並びに町議会の皆様の御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。御清聴有難うございました。

○議長（中山五雄君）

これで、教育長の教育方針は終わりました。

お諮りいたします。ここで休憩したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山五雄君）

御異議ないと認めます。よって、11時10分まで休憩します。休憩。

午前10時57分 休憩

午前11時10分 再開

○議長（中山五雄君）

それでは、会議を再開いたします。

日程第５ 議案一括上程 提案理由の概要説明

○議長（中山五雄君）

日程第５．議案一括上程、提案理由の概要説明。

議案一括上程、提案理由の概要説明を求めます。

○町長（武廣勇平君）

議案の提案をさせていただきます。

議案第３号 上峰町職員の自己啓発等休業に関する条例。

地方公務員法（昭和25年法律第261号）第26条の５に規定されている職員の自己啓発等休業の制度を導入するため、本条例を制定するものです。

令和２年３月６日提出、上峰町長武廣勇平。

後ほど主管課長より補足説明をいたします。

続きまして、議案第４号 上峰町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例。

情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律16号が令和元年５月31日に公布され、その一部の規定が改正されることに伴

い、本町条例の一部を改正するものです。

令和2年3月6日提出、上峰町長武廣勇平。

後ほど主管課長より補足説明をいたします。

続きまして、議案第5号 上峰町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例。

佐賀県人事委員会報告に鑑み、夏季休暇の拡充を行うため、本町条例の一部を改正するものです。

令和2年3月6日提出、上峰町長武廣勇平。

後ほど主管課長より補足説明をいたします。

続きまして、議案第6号 上峰町営住宅管理条例の一部を改正する条例。

民法明治29年法律第89号の一部改正に伴う法定利率の改正及び上峰町営住宅入居者に係る連帯保証人の免除取扱要綱の新設に伴い、本町条例の一部を改正するものです。

令和2年3月6日提出、上峰町長武廣勇平。

後ほど主管課長より補足説明をいたします。

続きまして、

議案第7号

令和元年度上峰町一般会計補正予算（第6号）

令和元年度上峰町の一般会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ105,197千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ12,672,533千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により翌年度に繰り越しで使用する経費は、「第2表繰越明許費」による。

令和2年3月6日 提出
上峰町長 武 廣 勇 平

後ほど主管課長より補足説明をいたします。

続きまして、

議案第8号

令和元年度上峰町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）

令和元年度上峰町の国民健康保険特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ41,983千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,065,018千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和2年3月6日 提 出
上峰町長 武 廣 勇 平

後ほど主管課長より補足説明をいたします。

続きまして、

議案第9号

令和元年度上峰町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）

令和元年度上峰町の後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ813千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ110,202千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和2年3月6日 提 出
上峰町長 武 廣 勇 平

後ほど主管課長より補足説明をいたします。

続きまして、

議案第10号

令和元年度上峰町農業集落排水特別会計補正予算（第3号）

令和元年度上峰町の農業集落排水特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ343千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ572,980千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和2年3月6日 提出
上峰町長 武 廣 勇 平

後ほど主管課長より補足説明をいたします。

続きまして、

議案第11号

令和2年度上峰町一般会計予算

令和2年度上峰町の一般会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ11,316,560千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は「第2表地方債」による。

(一時借入金)

第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、600,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第4条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費（賃金に係る共済費を除く。）に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和2年3月6日 提出
上峰町長 武 廣 勇 平

後ほど主管課長より補足説明をいたします。

続きまして、

議案第12号

令和2年度上峰町国民健康保険特別会計予算

令和2年度上峰町の国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ969,760千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、40,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 保険給付費の各項に計上された予算額に過不足が生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和2年3月6日 提 出

上峰町長 武 廣 勇 平

後ほど主管課長より補足説明をいたします。

続きまして、

議案第13号

令和2年度上峰町後期高齢者医療特別会計予算

令和2年度上峰町の後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ108,525千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

令和2年3月6日 提 出

上峰町長 武 廣 勇 平

後ほど主管課長より補足説明をいたします。

続きまして、

議案第14号

令和2年度上峰町土地取得特別会計予算

令和２年度上峰町の土地取得特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第１条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ14千円と定める。

２ 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第１表歳入歳出予算」による。

令和２年３月６日 提 出

上峰町長 武 廣 勇 平

後ほど主管課長より補足説明をいたします。

続きまして、

議案第15号

令和２年度上峰町農業集落排水特別会計予算

令和２年度上峰町の農業集落排水特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第１条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ601,450千円と定める。

２ 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第１表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第２条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第230条第１項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第２表地方債」による。

(一時借入金)

第３条 地方自治法第235条の３第２項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、200,000千円と定める。

令和２年３月６日 提 出

上峰町長 武 廣 勇 平

後ほど主管課長より補足説明をいたします。

続きまして、議案第16号 財産の取得について。

中心市街地活性化事業における事業予定地の一部を購入する契約に伴い、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第３条の規定により、議会の議決を求めるものです。

令和２年３月６日提出、上峰町長武廣勇平。

後ほど主管課長より補足説明をいたします。主管室長より補足説明をいたします。

続きまして、議案第17号 町道路線の廃止について。

本議案は、記載しております路線について町道路線の廃止をお願いするものです。

令和2年3月6日提出、上峰町長武廣勇平。

後ほど主管課長より補足説明をいたします。

続きまして、議案第18号 町道路線の認定について。

本議案は、記載しております路線について町道路線として認定をお願いするものです。

令和2年3月6日提出、上峰町長武廣勇平。

後ほど主管課長より補足説明をいたします。

以上、16議案を一括して提案させていただきます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（中山五雄君）

ただいま町長より16議案が一括上程されました。

これより補足説明を求めます。補足説明はありませんか。

○総務課副課長（宗雲英則君）

皆様おはようございます。私のほうからは議案第3号、議案第4号、議案第5号について補足説明させていただきます。

最初に、議案第3号 上峰町職員の自己啓発等休業に関する条例の概要について御説明いたします。

この条例は、地方公務員法第26条の5に規定されている職員の自己啓発等休業の制度を本町においても導入するために制定するものでございます。

自己啓発休業は、職員の資質の向上に資するために大学等課程の履修、または国際貢献活動をする期間服務に従事しないことができる制度です。なお、当該休業の期間中は給与を支給いたしません。

それでは、議案第3号を御覧ください。

第1条は、地方公務員法第26条の5の規定に基づき、職員の自己啓発等休業に関し必要な事項をこの条例において定めることを規定しています。

第2条は、自己啓発等休業は、在職期間が2年以上である職員について、公務の運営に支障がなく、かつ当該職員の公務に関する能力の向上に資すると認めるときは、当該職員の勤務成績その他の事情を考慮した上で承認することを規定しています。

第3条は、自己啓発等休業の期間は、大学等課程の履修の場合は2年以内、履修の成果を上げるために特に必要な場合としては規則で定める場合に限り3年以内、国際貢献活動の場合は3年以内とすることを規定しております。

第4条は、大学等課程の履修をする教育施設は、学校教育法に規定する大学、大学の専攻科及び大学院、これらに相当する外国の大学等とすることを規定しています。

第5条は、奉仕活動は、独立行政法人国際協力機構が行う開発途上地域における奉仕活動、

国際協力の促進に資する外国における奉仕活動とすることを規定しています。

第6条は、自己啓発等休業の承認の申請は、当該休業期間の初日及び末日、当該期間中の大学等課程の履修、または国際貢献活動の内容を明らかにしてしなければならないということを規定しています。

第7条は、自己啓発等休業の期間は第3条に規定する期間を超えない範囲内で、規則で定める特別の事情がある場合を除き、1回に限り延長ができるということを規定しています。

第8条は、自己啓発等休業は、当該職員が正当な理由なく、在学している課程を休学し、もしくはその授業を欠席し、または奉仕活動の全部、もしくは一部を行っていない等の事由に該当するときは取り消すことができるということを規定しています。

第9条は、自己啓発等休業をしている職員が、大学等課程の履修、または国際貢献活動を取りやめた場合等には報告を要するほか、任命権者は当該職員と定期的に連絡を取り、十分な意思疎通を図ることとするということを規定しております。

第10条は、自己啓発等休業をした職員が職務に復帰した場合において、他の職員との均衡上必要があると認められるときは、昇給の場合に準じて号給を調整することができるということを規定しています。

第11条は、規則への委任について規定しています。

附則第1項は、この条例の施行期日を規定しています。

附則第2項は、上峰町職員定数条例第3条第2項に規定する定数外の職員に当該自己啓発等休業職員を含める内容の一部改正を規定しております。

以上で議案第3号の説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

続きまして、議案第4号 上峰町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の概要について御説明いたします。

情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律が令和元年5月31日に公布され、その一部の規定が改正されることに伴いまして、引用しております法律名の改称等が生じたため、本条例の一部を改正するものでございます。

それでは、新旧対照表で御説明いたしますので、御参照ください。

審査の手続における書面審理を規定しております第6条第2項におきまして引用しております法律名、右側現行の「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律」を左側改正後「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律」に、また、法律番号、右側現行の「法律151号」を左側改正後「法律第151号」に、法律において条の移動があったことから、右側現行の「第3条第1項に規程」を左側改正後「第6条第1項の規定」にそれぞれ改正するものでございます。

以上で議案第4号の補足説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

続きまして、議案第5号 上峰町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の概要につきまして御説明いたします。

令和元年10月の県人事委員会報告におきまして、職員の心身の健康の維持や家庭生活の充実を図るため、夏季休暇の日数を3日から5日以上に拡大することについて検討を進めるとともに、併せて夏季休暇の取得促進の観点から取得時期についても検討を行う必要があると述べられました。

この報告に鑑み、佐賀県では2月定例会にて夏季休暇の日数を3日から5日、夏季休暇取得可能期間を7月1日より10月31日までの4か月とする議案を上程されています。

本町におきましても、夏季休暇の日数を3日から5日、夏季休暇取得可能期間を7月1日から10月31日までの4か月に改正したいと思ひまして、上峰町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正するものでございます。

それでは、新旧対照表で御説明いたしますので、御参照ください。

第13条でございます。右側現行条文4行目の夏季休暇の取得可能期間「7月1日から9月30日まで」を左側改正後条文4行目の「7月1日から10月31日まで」、また、右側現行条文5行目の夏季休暇の取得可能日数「3日」を左側改正後条文5行目「5日」に改正するものでございます。

以上で議案第5号の補足説明を終わります。御清聴ありがとうございました。よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

○議長（中山五雄君）

ほかに補足説明ありませんか。

○建設課長（三好浩之君）

皆さんおはようございます。私のほうからは議案第6号、議案第10号、議案第15号、議案第17号、議案第18号について補足説明させていただきます。

まず、議案第6号 上峰町営住宅管理条例の一部を改正する条例の補足説明でございます。

それでは、お手元に議案書の準備をお願いいたします。

改正点は大きく2点でございます。

まず、1点目は連帯保証人に関する規定でございます。公営住宅の入居に際し、単身高齢者の増加などにより保証人を確保することがより一層困難となることが懸念され、保証人を確保できないために公営住宅に入居できないといった事態が生じることがないようにしていくことが必要であるとし、平成30年に国土交通省が示した公営住宅標準条例案では保証人に関する規定が削除されているところであります。本町におきましても、今後このような事態が発生することは十分考えられ、入居できないというようなことが生じないよう免除規定を

設ける条例改正を行うものでございます。

2点目は、支払い利息の利率について数字表記していたものを文言の法定利率に改正するものであります。

それでは、新旧対照表により御説明いたしますので、お手元に準備をお願いいたします。

右側が現行、左側が改正後でございます。

左側改正後、第10条第4項に連帯保証人の連署を必要としないとした免除規定を設けるものでございます。これに伴い、現行の「第4項」、「第5項」はそれぞれ改正後「第5項」、「第6項」となります。

中段、第16条については、参照のずれを修正する改正でございます。

下段、第40条については、裏面2ページをお願いいたします。

明渡し請求時の利息計算において現行の「5パーセント」となっているものを民法改正に伴い「法定利率」という文言表記に改正するものであります。

その下、第44条については、第16条同様参照のずれを修正するものでございます。

なお、連帯保証人がない場合は、家賃債務に対する回収が困難になることや緊急時の対応について問題が生じることが考えられ、そのようなリスクを最小限にとどめるため、免除できる要件や緊急連絡人を届けてもらうことを条件として連帯保証人の免除を取り扱うこととしております。別に要綱を定め取り扱うこととなります。

以上で議案第6号 上峰町営住宅管理条例の一部を改正する条例の補足説明を終わります。

次に、議案第10号 令和元年度上峰町農業集落排水特別会計補正予算（第3号）の補足説明でございます。

それでは、お手元に予算書の準備をお願いいたします。

予算書2ページ、第1表 歳入歳出予算補正を御覧ください。

まず、歳入のほうからでございます。

款、補正額、計の順に読み上げて説明いたします。

第1表 歳入歳出予算補正。

歳入。

分担金及び負担金、補正額7,260千円、計7,460千円。

款の2. 使用料及び手数料、補正額3,928千円、計150,019千円。

款の4. 財産収入、補正額13千円、計14千円。

款の5. 繰入金、補正額、減額の10,858千円、計264,264千円。

歳入合計、補正額343千円、計572,980千円。

下段、3ページを御覧ください。

歳出。

款の1. 総務費、補正額343千円、計165,229千円。

款の３．公債費、補正額はございませんが、財源入替えに伴い表示されております。

歳出合計、補正額343千円、計572,980千円。

それでは、補正内容について御説明させていただきます。

令和元年度上峰町農業集落排水特別会計補正予算（第３号）に関する説明書の３ページをお願いいたします。

２、歳入でございます。

款の１．分担金及び負担金、項の１．分担金、目の１．分担金、節の１．分担金7,260千円でございます。こちらにつきましては、一般住宅30件、共同住宅８件、事業所など２件の新規加入が発生しており、その加入分担金となっております。分担金としましては、7,460千円の収入がっておりますが、当初予算において200千円を計上しておりますので、差引き7,260千円の補正額となります。

款の２．使用料及び手数料、項の１．使用料、目の１．使用料、節の１．処理施設使用料、説明欄、現年度使用料2,515千円、過年度使用料1,413千円でございます。本年度の決算見込みによりそれぞれ増額補正となっております。

款の４．財産収入、項の１．財産運用収入、目の１．利子及び配当金、節の１．利子及び配当金13千円でございます。農業集落排水事業減債基金の預金利子の決算見込みでございます。

款の５．繰入金、項の１．繰入金、目の１．一般会計繰入金、節の１．一般会計繰入金、減額10,858千円でございます。今年度の新規加入分担金及び使用料の増など、特別会計の収入が増となる見込みであるため、一般会計からの繰入金について減額補正としております。

続きまして、次ページ、３、歳出でございます。

款の１．総務費、項の１．総務管理費、目の１．一般管理費、節の27．公課費、消費税及び地方消費税330千円でございます。確定申告に伴う納付税額確定による不足分の補正でございます。

続いて下段、目の２．減債基金費、節の25．積立金、説明欄、農業集落排水事業減債基金積立金13千円でございます。預金利子相当分を積み立てるものでございます。

最後に、款の３．公債費、項の１．公債費、目の１．元金、財源入替えに伴い表示されております。

以上で議案第10号の補足説明を終わります。

次に、議案第15号 令和２年度上峰町農業集落排水特別会計予算の補足説明でございます。

今回の予算規模としましては総額601,450千円で、昨年度に比べまして42,850千円、率にしまして7.7%増の予算となっております。増額の主なものとしましては、委託費、工事費、公債費の増が主な要因となっております。

それでは、お手元に予算書の準備をお願いいたします。

予算書 2 ページ、第 1 表 歳入歳出予算を御覧ください。

まず、歳入のほうからでございます。

款、金額の順に読み上げて説明いたします。

第 1 表 歳入歳出予算。

歳入。

款の 1. 分担金及び負担金 200 千円。

款の 2. 使用料及び手数料 147, 711 千円。

款の 3. 県支出金 4, 000 千円。

款の 4. 財産収入 1 千円。

款の 5. 繰入金 280, 166 千円。

款の 6. 繰越金 1 千円。

款の 7. 諸収入 2 千円。

款の 8. 町債 169, 369 千円。

歳入合計 601, 450 千円となっております。

続いて、歳出でございます。

下段 3 ページを御覧ください。

歳出。

款の 1. 総務費 170, 149 千円。

款の 2. 事業費 23, 141 千円。

款の 3. 公債費 405, 160 千円。

款の 4. 予備費 3, 000 千円。

歳出合計 601, 450 千円となっております。

1 ページめくっていただきまして、予算書 4 ページ、第 2 表 地方債でございます。

1 件目、起債の目的、下水道事業農業集落排水事業、限度額 4, 500 千円、起債の方法、普通貸借、または証券発行、利率、年利 4 % 以内、償還の方法、政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによるというものでございます。

2 件目、資本費平準化債、限度額 148, 600 千円、起債の方法や利率、償還の方法につきましては、下水道事業農業集落排水事業と同様でございます。

3 件目、公営企業会計適用債、限度額 16, 269 千円、起債の方法や利率、償還の方法につきましては、下水道事業農業集落排水事業と同様でございます。

それでは、内容について御説明させていただきます。

次ページ、令和 2 年度上峰町農業集落排水特別会計予算に関する説明書の 3 ページをお願いいたします。

2、歳入でございます。主なものについて説明させていただきます。

款の1. 分担金及び負担金、項の1. 分担金、目の1. 分担金、節の1. 分担金、受益者分担金新規加入分200千円でございます。

款の2. 使用料及び手数料、項の1. 使用料、目の1. 使用料、節の1. 処理施設使用料、現年度使用料146,700千円、主に令和元年度分の加入件数の増及び消費税の増によるもので、前年度に比べ1,500千円の増額となっております。過年度使用料につきましては1,011千円を計上させていただいております。

款の3. 県支出金、項の1. 県補助金、目の1. 県補助金、節の2. 地域整備交付金、農山漁村地域整備交付金（機能強化事業）4,000千円でございます。切通地区の実施設計業務委託に対する補助金となっております。

4ページをお願いいたします。

款の5. 繰入金、項の1. 繰入金、目の1. 一般会計繰入金、節の1. 一般会計繰入金278,425千円、前年度に比べて14,216千円の増額となっており、維持管理委託料の増及び西峰東西3号線への下水道埋設工事の増によるものと判断しております。

続いて目の2. 農業集落排水事業減債基金繰入金、節の1. 農業集落排水事業減債基金繰入金1,741千円でございます。

款の8. 町債、項の1. 町債、目の1. 下水道事業債、節の1. 下水道事業債4,500千円、その下段、節の3. 資本費平準化債148,600千円、さらにその下、公営企業会計適用債16,269千円でございます。

次ページをお願いいたします。

3、歳出でございます。歳入同様、主なものについて説明させていただきます。

款の1. 総務費、項の1. 総務管理費、目の1. 一般管理費、節10の1. 消耗品費3,301千円、前年度より259千円の増額となっております。主なものとしましては、真空ユニットの在庫分の購入費として1,991千円、ほかに真空弁のオーバーオール部材の購入費として1,000千円、真空ユニット警報盤の購入費259千円となっております。

続きまして、その下、節10の6. 修繕料7,015千円でございます。主なものとして、三上処理場のポンプ1台500千円、三上処理場のスクリーンユニットオーバーホール1,100千円、その他緊急時対応分として5,415千円を計上しております。

続きまして、節12. 委託料、説明欄の農業集落排水処理施設維持管理委託料135,651千円でございます。昨年度と比較すると、14,370千円の増額となっております。主な増額の要因としましては、消費税率の増額、電気料の増額及び人件費の増に伴うものとなっております。

続きまして、その下段、下水道使用料徴収事務委託料4,627千円、昨年より128千円の増となっており、増額の要因としましては、消費税の増及び接続件数の増額によるものでございます。

続きまして、次ページ、一番上でございます。

農業集落排水事業法適化固定資産評価業務委託料16,269千円でございます。こちらにつきましては、国の方針で下水道事業などの会計については令和5年度までに公営企業会計への移行するように通知があっており、その会計移行に必要な作業について令和2年度より順次着手することとしており、本年度においては集落排水施設の固定資産の状況について調査することとなります。

次ページをお願いいたします。

款の2. 事業費、項の1. 事業費、目の1. 事業費、節の12. 委託料8,500千円、農業集落排水（機能強化）切通処理区実施設計委託料でございます。

その下、節14. 工事請負費14,641千円、三上処理区西峰東西3号線管路敷設工事でございます。

続きまして、款の3. 公債費、項の1. 公債費、目の1. 元金、節の22. 償還金、利子及び割引料357,714千円、前年度に比べて13,752千円の増となっており、大きな増額の要因は据置期間満了に伴う元金償還が始まったことによるものです。

続きまして、下段、目の2. 利子、節の22. 償還金、利子及び割引料47,446千円です。説明欄の償還利子47,356千円については、前年度に比べて6,505千円減額となっており、償還元金の減によるものでございます。

以上で議案第15号の補足説明を終わります。

次に、議案第17号 町道路線の廃止についての補足説明をさせていただきます。

それでは、お手元に議案書の準備をお願いいたします。

路線番号7019、路線名、町道八枚碇線の廃止でございます。起点、上峰町大字江迎一本松536-1番地先、終点、上峰町大字江迎三本柳1009番地先となっており、認定路線の起点、終点に変更があった場合、一旦全部を廃止し、新たに全部を認定する手続きを取る必要があるために行う路線の廃止でございます。

路線廃止の理由でございますが、終点側に以前、本町管理の碇橋がございました。河川改修により下流のほうへ移動して架け替えられているため、路線の延長が減少しているところでございます。この減少に伴い終点の位置に変更が生じており、今回、現地との整合を図るために廃止するものであります。

続いて、議案第18号 町道路線の認定についての補足説明でございます。

お手元に議案書の準備をお願いいたします。

路線番号7019、路線名、八枚碇線の認定でございます。起点、上峰町大字江迎一本松536番1地先、終点、上峰町大字江迎三本柳1036番5地先の認定でございます。先ほど議案第17号で説明いたしました路線の終点の変更に伴う認定となっております。

なお、起点につきましては、登記簿における土地の表示に合わせるために表記の仕方を

えており、起点の位置に変更はございません。

以上、議案第6号、議案第10号、議案第15号、議案第17号、議案第18号の補足説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

○議長（中山五雄君）

お諮りいたします。補足説明の途中でございますが、ここで休憩したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山五雄君）

異議なしと認めます。したがって、13時まで休憩いたします。休憩。

午前11時55分 休憩

午後1時 再開

○議長（中山五雄君）

再開いたします。

補足説明を再開いたします。ほかに補足説明はございませんか。

○財政課長（坂井忠明君）

皆様こんにちは。私のほうからは、議案第7号、議案第11号、議案第14号につきまして補足説明をさせていただきます。

最初に、議案第7号 令和元年度上峰町一般会計補正予算（第6号）でございます。

予算書の準備のほうをお願いいたします。

予算書の2ページ、第1表 歳入歳出予算補正、歳入でございます。

左のほうから、款、補正額、計の順に読み上げてまいります。

款の1. 町税、補正額、減62,278千円、計1,379,993千円。

款の2. 地方譲与税、補正額、減599千円、計29,501千円。

款の3. 利子割交付金、補正額、減1,100千円、計1,200千円。

款の4. 配当割市町村交付金、補正額、減600千円、計2,800千円。

款の8. 地方特例交付金、補正額49千円、計10,122千円。

款の11. 分担金及び負担金、補正額1,633千円、計33,039千円。

款の12. 使用料及び手数料、補正額1,042千円、計77,900千円。

款の13. 国庫支出金、補正額、減2,425千円、計553,691千円。

款の14. 国有提供施設所在市町村助成交付金、補正額195千円、計8,281千円。

款の15. 県支出金、減10,124千円、計309,463千円。

款の16. 財産収入、補正額6,321千円、計6,329千円。

款の17. 寄附金、補正額35千円、計4,500,149千円。

款の18. 繰入金、補正額、減40,154千円、計4,172,720千円。

款の20. 諸収入、補正額2,808千円、計80,134千円。

歳入合計、補正額、減105,197千円、計12,672,533千円。

5 ページ、歳出でございます。

款の1. 議会費、補正額、減1,260千円、計78,177千円。

款の2. 総務費、補正額、減15,985千円、計8,627,498千円。

款の3. 民生費、補正額、減6,370千円、計1,321,612千円。

款の4. 衛生費、補正額、減23,243千円、計574,989千円。

款の6. 農林水産業費、補正額、減56,942千円、計402,455千円。

款の7. 商工費、減2,818千円、計54,706千円。

款の8. 土木費、補正額5,982千円、計386,857千円。

款の9. 消防費、減313千円、計168,457千円。

款の10. 教育費、減33,668千円、計604,105千円。

款の11. 災害復旧費、補正額0、計26,571千円。

款の14. 予備費、補正額29,420千円、計43,114千円。

歳出合計、補正額、減105,197千円、計12,672,533千円。

8 ページをお願いいたします。

第2表 繰越明許費でございます。

複数計上をしておりますが、おのこの事業におきまして固有の事情がございまして、次年度に予算を繰り越して事業を実施するものでございます。

上段のほうより項の区分ごとに説明をいたします。

まず、款の6. 農林水産業費、項の1. 農業費、事業名、営農再開・草勢樹勢回復等被害対策事業、金額1,728千円でございます。昨年の豪雨により営農被害が生じた大豆や水稻の種子代、こちらの損失を補填する県の交付金事業となっております。令和2年度の事業ではございますが、その原資となる県の交付金につきましては、今年度の予算として年度内に交付されるということから、今年度に関係予算を計上した上で繰り越すというものでございます。

次も同じく農林水産業費で、項の2. 林業費、事業名、林道九千部山横断線改良事業、金額5,136千円、こちらも豪雨被害による災害復旧が遅れておりまして当該箇所へのアクセスが困難で年度内施行が見込めないということから、次年度に予算を繰り越すものでございます。

次に、款の8. 土木費、項の2. 道路橋梁費、上段より事業名、町道冠水対策事業、金額15,587千円でございます。地元調整や設計等で想定外の期間を要し、年度内完了が見込めないというものでございます。その下で、事業名、社会資本整備総合交付金事業、金額19,989千円、こちら国の補正予算スケジュールに合わせ繰り越すものでございます。その下の事業

名、特定防衛施設周辺整備調整交付金事業、金額32,957千円、用地取得や補償物件の移転に時間を要していること等により年度内の完了が見込めないものでございます。

なお、道路橋梁費関係につきましては、対象路線というのが複数ございますので、参考として括弧書きで路線名を記載させていただいております。

その下でございますが、項の4. 下水道費、事業名、屋形原東分用悪水路改修事業、金額7,063千円でございますが、所要の事情により用地の所有権移転登記が未了でございます、年度内の事業完了が見込めないことにより、次年度に予算を繰り越すものでございます。

続いて、款の11. 災害復旧費、項の1. 農林水産施設災害復旧費、事業名、農林災害復旧事業、金額12,741千円と、その下、項の2. 公共土木施設災害復旧費、事業名、公共災害復旧事業、金額13,781千円でございますが、両事業とも災害査定や設計協議など所要の手續に相応の期間を要したことにより、年度内完了が見込めないことから繰り越しを行うものでございます。

以上、今回の補正に合わせて108,982千円の繰越明許費を計上をさせていただいております。

それでは、主な補正内容について説明をいたします。

予算に関する説明書の3ページをお願いいたします。

2の歳入でございます。

上段のほうでございますが、款の1. 町税、項の1. 町民税、目の2. 法人、節の1. 現年課税で減額の57,000千円でございます。町内法人からの申告状況から現年度分収納を145,000千円と見込み、現計予算との差額を減額するものでございます。

8ページをお願いいたします。

8ページ、上段の款の13. 国庫支出金、項の2. 国庫補助金、目の6. 特定防衛施設周辺整備調整交付金6,636千円でございますが、今年度の配分額を37,636千円と見込み、現計予算との差額を計上するものです。前年度交付実績との比較では20%の増というふうになっております。

同じページの下段のほうになりますが、項の3. 国庫委託金、目の1. 総務費委託金、節の3. 参議院議員選挙委託金、減額の11,000千円でございますが、こちらは選挙に要した費用の精算の確定に伴う国庫委託金の減額となっております。

1枚めくっていただいて、10ページをお願いいたします。

款の15. 県支出金、項の2. 県補助金、目の4. 農林水産業費補助金で、説明欄の2項目めになります。営農再開・草勢樹勢回復等被害対策事業費補助金1,728千円でございますが、第2表 繰越明許費のところで御説明をいたしましたとおり、昨年の豪雨による営農被害に対する助成金に係る県から町への財源の交付でございます。今年度内に町に交付はされますが、これを原資として翌年度に繰り越して事業を行うものでございます。

1枚めくっていただいて、12ページをお願いをいたします。

上段で、款の18. 繰入金、項の1. 基金繰入金、目の12. ふるさと寄附金基金繰入金、減額の46,669千円でございます。同基金繰入金につきましては、返礼品調達など関連経費のほかに、寄附者の意向に沿った各種取り込みへの財源として活用をしているところでございますが、今回、一部事業におきまして執行の見送り等がございまして、財源の過重等を調整するために財源のほうを整理いたすものでございます。主に産業課所管、ふるさと産業活性化事業交付金、現計予算額40,370千円の減額に伴うものでございます。

歳入のほうは以上でございます。

歳出のほうに移ります。多少飛びますが、20ページの中段をお願いをいたします。

款の2. 総務費、項の4. 選挙費、目の6. 参議院議員選挙費、目全体といたしまして減額の4,842千円でございますが、参議院議員選挙費用の精算によるもので、併せて財源の調整を行ったところでございます。

26ページの下段をお願いをいたします。

款の4. 衛生費、項の2. 清掃費、目の3. 塵芥処理費、節の19. 負担金、補助及び交付金、説明欄の下から2項目め、鳥栖・三養基西部環境施設組合負担金、減額の13,619千円でございますが、今年度事業の決算の見込みに伴う負担金の減額となっております。

次の27ページをお願いいたします。

下段のほうになりますが、款の6. 農林水産業費、項の1. 農業費、目の3. 農業振興費、節の19. 負担金、補助及び交付金、説明欄の下から2項目め、営農再開・草勢樹勢回復等被害対策事業費補助金1,728千円でございますが、繰越明許費及び歳入の項で申し上げたとおりでございます。

1枚めくっていただきまして、説明欄の上から3項目めになります。ふるさと産業活性化事業交付金、減額の40,370千円でございますが、当該事業そのものの執行がないということから全額を減額するものでございます。

同ページの下のほうになりますが、同項. 農業費で、目の12. 地域整備事業費、節の28. 繰出金、農業集落排水特別会計繰出金、減額の10,858千円でございます。内訳は、特別会計の決算見込みにより今年度の一般会計からの繰り入れを整理し、過大となった分を減額するというものでございます。

1枚めくっていただいて、30ページをお願いいたします。

中段になりますが、款の8. 土木費、項の2. 道路橋梁費、目の3. 道路新設改良費、節の17. 公有財産購入費2,900千円及び節の22. 補償、補填及び賠償金、用地買収に伴う補償費10,941千円でございますが、社会資本整備総合交付金事業について国の補正予算に対応するものでございます。

最終、38ページをお願いをいたします。

中段でございますが、款の11. 災害復旧費、項の2. 公共土木施設災害復旧費、目の1. 公共施設災害復旧費、補正額0でございますが、財源の組替えでございまして、さきの豪雨災害による被害に際し寄せられた寄附金、こちらのほうをこちらのほうに充当をさせていただいたものでございます。

その下で款の14. 予備費でございます。補正額29,420千円でございますが、こちらは6号の補正に伴う剰余金につきまして、今回、基金には積み増しをせずにこちらに計上をいたしております。新型コロナウイルス対策等に備えるというような予算にしたところでございます。

以上で議案第7号の補足説明を終わります。

続きまして、議案第11号 令和2年度上峰町一般会計予算に関して補足説明をさせていただきます。

予算書の準備をお願いいたします。

予算書の2ページ、第1表 歳入歳出予算補正をお願いをいたします。

歳入でございます。款ごとに金額を読み上げてまいります。

款の1. 町税、予算額1,355,805千円。

款の2. 地方譲与税、予算額31,701千円。

款の3. 利子割交付金、予算額1,500千円。

款の4. 配当割市町村交付金、予算額2,400千円。

款の5. 株式等譲渡所得割市町村交付金2,200千円。

款の6. 地方消費税交付金177,000千円。

款の7. 環境性能割交付金1,501千円。

款の8. 地方特例交付金8,668千円。

款の9. 地方交付税915,579千円。

款の10. 交通安全対策特別交付金1,621千円。

款の11. 分担金及び負担金、予算額8,210千円。

款の12. 使用料及び手数料、予算額78,048千円。

款の13. 国庫支出金、予算額615,085千円。

款の14. 国有提供施設所在市町村助成交付金、予算額8,281千円。

款の15. 県支出金、予算額314,668千円。

款の16. 財産収入、予算額8千円。

款の17. 寄附金、予算額4,000,106千円。

款の18. 繰入金、予算額3,474,737千円。

款の19. 繰越金、予算額50,000千円。

款の20. 諸収入、予算額68,930千円。

款の21. 町債、予算額194,412千円。

款の22. 法人事業税交付金、予算額6,100千円。

歳入合計、予算額11,316,560千円。

続いて歳出でございます。

款の1. 議会費、予算額76,701千円。

款の2. 総務費、予算額7,141,767千円。

款の3. 民生費、予算額1,344,085千円。

款の4. 衛生費、予算額596,412千円。

款の6. 農林水産業費、予算額392,489千円。

款の7. 商工費、予算額41,240千円。

款の8. 土木費557,045千円。

款の9. 消防費、予算額167,690千円。

款の10. 教育費、予算額617,043千円。

款の11. 災害復旧費、予算額59千円。

款の12. 公債費、予算額372,029千円。

款の14. 予備費、予算額10,000千円。

歳出合計、予算額11,316,560千円。

9ページをお願いいたします。

第2表 地方債でございます。

1件目、起債の目的でございますが、公共施設等適正管理推進事業債、限度額58,500千円、起債の方法、普通貸借、または証券発行、利率、年4%以内、償還の方法、政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものとなっております。通称、長寿命化債と呼んでおります。こちら道路の維持補修等の経費が対象となっております。元利償還金の一部は交付税に算入されるという仕組みでございます。

2件目でございます。臨時財政対策債、限度額135,912千円で、国の地方財政計画により普通交付税の一部代替措置というものでございまして、起債の方法、利率、償還の方法につきましては、公共施設等適正管理推進事業債と同様となっております。

一般会計の当初予算につきましては、概要は以上でございますが、なお、お気づきの方もおられると思いますが、令和2年度のこちら当初予算から歳出の区分に変更がございます。4月からの会計年度任用職員制度の施行等に併せまして地方自治法施行規則の一部を改正する省令というものが公布されまして、歳出予算の節の区分、こちらのほうが変更となっております。内容につきましては、節の7、従来の節の7. 賃金、こちらのほうが廃止となりまして、以降の節番号というものが順次繰り上がってくる形になっております。報償費のほう、8節から7節のほうに、最終節である繰出金につきましては28節から27節というふうに変

更となっております。こちら歳出の科目区分につきましては、もう50年以上変更がございましたので、しばらくの間は戸惑い等が生じることと思いますが、よろしくお願いをいたします。

以上で議案第11号の補足説明を終わらせていただきます。

引き続きまして、議案第14号 令和2年度上峰町土地取得特別会計予算に関しまして補足説明をいたします。

予算書の準備のほうをお願いをいたします。

予算書の2ページでございます。

第1表 歳入歳出予算のほうの歳入でございます。款ごとに金額を読み上げてまいります。

款の1. 財産収入、予算額11千円。

款の2. 繰入金、予算額1千円。

款の3. 繰越金、予算額1千円。

款の4. 諸収入、予算額1千円。

歳入合計14千円。

続きまして、歳出でございます。

款の1. 土木費、予算額13千円。

款の2. 予備費1千円。

歳出合計、予算額14千円。

当会計につきましては、当初予算の策定時点におきまして公共用地等の先行取得など特段の依頼はございませんでしたので、会計管理上必要な項目の頭出し予算となっております。

以上で議案第14号の補足説明を終わらせていただきます。

私からは以上でございます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（中山五雄君）

ほかに補足説明はありませんか。

○健康福祉課長（江島朋子君）

皆様こんにちは。私のほうから議案第8号、議案第9号、議案第12号及び議案第13号の補足説明をさせていただきます。

議案第8号 令和元年度上峰町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）の補足説明をさせていただきますので、お手元に御用意ください。

予算書2ページ、第1表 歳入歳出予算補正を御覧ください。

歳入でございます。

左のほうから、款、補正額、計の順に読み上げてまいります。

第1表 歳入歳出予算補正。

歳入。

款の１．国民健康保険税、補正額減額の7,067千円、計162,936千円。

款の５．県支出金、補正額46,202千円、計724,172千円。

款の７．繰入金、補正額797千円、計65,898千円。

款の９．諸収入、補正額2,051千円、計3,148千円。

歳入合計、補正額41,983千円、計1,065,018千円となります。

３ページを御覧ください。

歳出でございます。

款の１．総務費、補正額減額の2,335千円、計11,448千円。

款の２．保険給付費、補正額22,116千円、計694,939千円。

款の６．保健事業費、補正額減額の1,362千円、計15,403千円。

款の９．諸支出金、補正額13,381千円、計16,703千円。

款の10．予備費、補正額10,183千円、計79,032千円。

歳出合計、補正額41,983千円、計1,065,018千円となります。

次に、補正予算に関する説明書により説明いたします。主な補正内容について説明をさせていただきます。

説明書の３ページのほうをお願いいたします。

款の１．国民健康保険税、項の１．国民健康保険税、目の１．一般被保険者国民健康保険税ですが、被保険者数の減や資格の異動等により医療給付分、後期高齢者支援金分及び介護納付金分、それぞれ減額の収納見込みであります。7,004千円の減額補正となっております。

同款、目の２．退職被保険者等国民健康保険税です。退職者医療制度は、会社などを退職し、現在、老齢年金を受給している方が65歳になるまでの間、加入する制度ですが、平成27年３月末に廃止をされました。しかし、平成27年３月31日までにこの制度に該当されている方は、その方が65歳になるまでの間は退職者医療制度の資格が継続しておりました。今年度7月末で被保険者が０人となったため、63千円の減額補正とさせていただいております。

１枚めくっていただきまして、４ページを御覧ください。

款の５．県支出金、項の１．県補助金、目の１．保険給付費等交付金、節の１．普通交付金ですが、町が行った保険給付費の実績に応じ交付されるもので、交付金額の確定見込みによる50,033千円の補正となっております。

下段になります。同目、節の２．特別交付金ですが、保険者努力支援は医療費の適正化や重症化予防等の市町の取り組みに対し交付されるもので、見込額により572千円の増額補正としており、特別調整交付金（市町村分）は、保険者の責めによらない特別な事情によるもので、精神欠格医療費や被扶養者の保険税軽減等に係るもので、見込額により2,362千円の減額補正としております。県繰入金（２号分）については、医療費通知やレセプト点検等の実施に係るものとなり、見込みにより2,041千円の減額補正となっております。

中段の款の7. 繰入金、項の1. 他会計繰入金、目の1. 一般会計繰入金ですが、それぞれ実績見込みにより保険基盤安定繰入金を420千円、子どもの医療国保医療費繰入金377千円を補正しているところです。

5 ページを御覧ください。

款の9. 諸収入、項の3. 雑入、目の1. 一般被保険者第三者納付金ですが、予算現額と比較しまして400千円の増額見込みとしております。

同項、目の3. 一般被保険者返納金ですが、こちらも予算現額と比較をしまして1,100千円の増額見込みとしております。

同項、目の5. 雑入ですが、前年度保険給付費等交付金精算金として542千円増額補正しております。特別交付金、エ分の内容としましては、特定健康診査や保健指導の実施に要した事業費に対して、県から要した費用の3分の2を交付されるものとなっております。

歳出のほうになります。

6 ページを御覧ください。

款の1. 総務費、項の1. 総務管理費、目の1. 一般管理費ですが、節の4. 共済費を16千円、節7. 賃金を357千円、節の12. 役務費を192千円、それぞれ実績見込みにより減額補正しております。

同目、節13. 委託料、アクロシティ改修委託料を1,700千円の実績見込みにより減額補正としております。旧被扶養者の減免に対応するためのシステム改修費について減額補正するものです。

下段になります。款の2. 保険給付費、項の1. 療養諸費、目の1. 一般被保険者療養給付費につきましては、26,151千円の増額補正としております。療養給付費の実績見込みによる増額補正です。

7 ページを御覧ください。

同項、目の2. 退職者等療養給付費ですが、退職者医療制度は平成27年3月末に廃止はされていますが、対象者が今年度7月末まで残存しており、その医療給付費の見込みが減額になるため、1,515千円を減額補正としているところです。

中段になります。中段の同款、項の4. 出産育児諸費ですが、実績見込みにより2,520千円の減額補正をしているところです。2月末現在の出産育児一時金の実績は2件となっております。

下段になります。款の6. 保健事業費、項の2. 保健事業費、目の2. 疾病予防費、節の8. 報償費を179千円、同目、節13. 委託料として、人間ドック検診委託料190千円、各種健康診査委託料を800千円、それぞれ実績見込みにより減額補正としているところです。

節14. 使用料及び賃借料を193千円、実績見込みにより減額補正としております。

8 ページを御覧ください。

款の 9. 諸支出金、項の 1. 償還金及び還付加算金、目の 6. 保険給付費等交付金償還金を 6,866 千円補正しております。平成 30 年度の療養給付に伴う普通交付金について交付済額が実績額を上回ったため、佐賀県国民健康保険給付等交付金交付要綱に基づき超過額を償還するものです。

中段にございます款の 9. 諸支出金、項の 3. 繰出金、目の 1. 一般会計繰出金ですが、6,515 千円の補正としております。国保財政安定化支援事業精算金等の実績見込みによる補正となっております。

下段を御覧ください。

款の 10. 予備費、項の 1. 予備費、目の 1. 予備費ですが、給付費を調整するため、予備費から 10,183 千円を補正し、安定的な運営を確保したいと考えております。

以上、議案 8 号の補足説明を終わります。

引き続き、議案第 9 号 令和元年度上峰町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）の補足説明をさせていただきますので、お手元に資料を御用意ください。

予算書 2 ページ、第 1 表 歳入歳出予算補正を御覧ください。

歳入でございます。

左のほうから、款、補正額、計の順に読み上げてまいります。

第 1 表 歳入歳出予算補正。

歳入。

款の 1. 後期高齢者医療保険料、補正額 810 千円、計 82,206 千円。

款の 2. 使用料及び手数料、補正額 6 千円、計 8 千円。

款の 3. 繰入金、補正額 305 千円、計 23,379 千円。

款の 5. 諸収入、補正額減額の 308 千円、計 1,035 千円。

歳入合計、補正額 813 千円、計 110,202 千円となります。

3 ページを御覧ください。

歳出でございます。

款の 2. 後期高齢者医療広域連合納付金、補正額 1,121 千円、計 107,684 千円。

款の 3. 保健事業費、補正額、減額の 308 千円、計 851 千円。

歳出合計、補正額 813 千円、計 110,202 千円となります。

次に、補正予算に関する説明書により説明をいたします。

説明書の 3 ページを御覧ください。

款の 1. 後期高齢者医療保険料、項の 1. 後期高齢者医療保険料、目の 1. 特別徴収保険料ですが、318 千円の減額としております。死亡、転出などによる減額補正としているところです。

同項、目の 2. 普通徴収保険料につきましては、1,128 千円の補正としているところです。

年齢到達などで新規に被保険者となった方、額改定となった方や特別徴収に移行するまでの期間、普通徴収で対応すべき方となりますので、資格の異動等に対応する補正となっております。

下段の款の３．繰入金、項の２．一般会計繰入金、目の１．一般会計繰入金ですが、保険基盤安定の繰入金の交付決定がなされ、305千円増額補正としております。

４ページを御覧ください。

款の５．諸収入、項の５．受託事業収入、目の１．民生費受託収入については、実績による保健事業受託事業を308千円減額する内容としております。

続いて、歳出です。

５ページを御覧ください。

款の２．後期高齢者医療広域連合納付金、項の１．後期高齢者医療広域連合納付金、目の１．後期高齢者医療広域連合納付金ですが、保険料徴収見込額及び保険基盤安定負担金の見込額の変動により1,121千円の補正としております。

中段になります。

款の３．保健事業費、項の１．保健事業費、目の１．健康診査等事業費につきましては、歳入と同額の308千円の減額補正としております。

以上、議案第９号の補足説明を終わります。

引き続き、議案第12号 令和２年度上峰町国民健康保険特別会計予算の補足説明をさせていただきますので、お手元に資料を御用意ください。

予算書２ページ、第１表 歳入歳出予算を御覧ください。

歳入でございます。

左のほうから、款、金額の順に読み上げてまいります。

第１表 歳入歳出予算。

歳入。

款の１．国民健康保険税164,714千円。

款の３．使用料及び手数料100千円。

款の５．県支出金713,576千円。

款の６．財産収入80千円。

款の７．繰入金56,604千円。

款の８．繰越金33,515千円。

款の９．諸収入1,171千円。

歳入合計969,760千円となります。

３ページを御覧ください。

歳出でございます。

款の１．総務費7,141千円。

款の２．保険給付費680,367千円。

款の３．国民健康保険事業納付金256,243千円。

款の４．共同事業拠出金2千円。

款の６．保健事業費20,312千円。

款の７．基金積立金1千円。

1枚めくっていただきまして、款の９．諸支出金1,369千円。

款の10．予備費4,325千円。

歳出合計969,760千円となります。対前年度当初比では3.3%の増となっております。療養給付費、国民健康保険事業の納付金の増額によるものが主でございます。

次に、予算に関する説明書により説明いたします。

説明書の3ページを御覧ください。主なものについて御説明をいたします。

歳入ですが、款の１．国民健康保険税、項の１．国民健康保険税、目の１．一般被保険者国民健康保険税分の現年課税分は徴収率95%、滞納繰越分は徴収率20%を見込んで算出をしております。

3ページから4ページにかけてになりますが、同項、目の２．退職被保険者等国民健康保険税の現年課税分につきましては、遡及しての資格異動等に備え、節ごとに1千円の頭出しをしております。滞納繰越分は20%を見込んでいます。

なお、令和2年度については、税率を上げず、現行税率を据え置くこととしております。

4ページ下段になりますが、款の５．県支出金、項の１．県補助金、目の１．保険給付費等交付金ですが、節の１．普通交付金と節の２．特別交付金で構成をされております。普通交付金は、保険給付の実施及びその他の国民健康保険の事業の円滑かつ確実な実施のために交付される趣旨のものであります。特別交付金は、県内の市町村の財政状況、その他の事情に応じた財政の調整のために交付されるものとなっております。保険者支援分は、保険者努力支援として医療費の適正化や重症化予防の市町の取り組みに対し交付されるもので3,115千円、特別調整交付金（市町村分）は、保険者の責めによらない特別な事情によるもので、精神欠格医療費や被扶養者の保険税軽減等に係るもので18,919千円、県繰入金（2号分）は、医療費通知やレセプト点検等の実施に係るものとなり13,654千円、特定健康診査等負担金は2,174千円を計上しております。

5ページ中段を御覧ください。

款の７．繰入金、項の１．他会計繰入金、目の１．一般会計繰入金ですが、一般会計からの繰入れ基準に基づいた保険基盤安定繰入金、出産育児一時金、財政安定化支援事業繰入金、事務費繰入金及び子どもの医療国保医療費繰入金、社会保障・税番号制度システム整備費繰入金の56,603千円となっております。

6 ページを御覧ください。

款の 8. 繰越金、項の 1. 繰越金、目の 2. その他繰越金、前年度繰越金ですが、33,515 千円を見込んでおります。

7 ページを御覧ください。

款の 9. 諸収入、項の 3. 雑入、目の 1. 一般被保険者第三者納付金ですが、第三者行為に伴う納付金として1,000千円を見込んでいるところでございます。

8 ページを御覧ください。

ここから歳出になります。

款の 1. 総務費、項の 1. 総務管理費、目の 1. 一般管理費ですが、国において保険者努力支援制度を導入しており、医療費適正化の効果などに努力した市町村を支援することを目的とした事業になります。国民健康保険団体連合会とのデータのやり取りに係る経費やレセプトの 2 次点検手数料などを盛り込んでおります。

同目、節12. 委託料のアクロシティ改修委託料は、社会保障・税番号制度システム整備改修に伴うものです。一般管理費が前年度からの2,116千円の減額となりましたのは、雇用していた臨時的任用職員が法改正による事務支援委託へ移行したものでございます。

9 ページ下段を御覧ください。

款の 2. 保険給付費、項の 1. 療養諸費、目の 1. 一般被保険者療養給付費570,000千円ですが、一月当たり47,500千円を見込んで算定を行っております。

同項、目の 2. 退職被保険者等療養給付費80千円ですが、該当者はおりませんが、遡及しての資格異動等が発生した場合に対応するものとしております。

同項、目の 3. 一般被保険者療養費6,960千円ですが、一月当たり580千円で算定を行っております。

10ページを御覧ください。

同項、目の 4. 退職被保険者等療養費50千円ですが、遡及しての資格異動等が発生した場合に対応するものとしております。

同項、目 5. 審査支払手数料ですが、レセプト点検に係る審査手数料等の2,309千円の計上をしております。

中段を御覧ください。

款の 2. 保険給付費、項の 2. 高額療養費、目の 1. 一般被保険者高額療養費96,000千円ですが、一月当たり8,000千円で算定を行っております。

同項、目の 2. 退職被保険者等高額療養費80千円につきましては、遡及しての資格異動等が発生した場合に対応するものです。

11ページを御覧ください。

下段になりますが、同款、項の 4. 出産育児諸費、目の 1. 出産育児一時金は、10名分の

予算計上を行っているところです。

12ページをお願いいたします。

同款、項の５．葬祭諸費、目の１．葬祭給付費につきましては、15名分の計上をしております。

下段になります。款の３．国民健康保険事業納付金、項の１．医療給付分、目の１．一般被保険者医療給付分192,110千円及び目の２．退職被保険者医療給付分10千円につきましては、医療給付分として佐賀県の特別会計に納付することとなります。

13ページを御覧ください。

同款項の２．後期高齢者支援金分、目の３．一般被保険者後期高齢者支援金等分49,163千円及び目の４．退職被保険者後期高齢者支援金等分10千円につきましては、医療分と同じように佐賀県の特別会計に納付した後、後期高齢者医療制度に対する支援金となります。

同款、項の３．介護納付金分、目の１．介護納付金分14,950千円ですが、佐賀県の特別会計に納付した後、前述の後期高齢者支援金と同様に介護納付金として納付するものです。

14ページ、中段を御覧ください。

款の６．保健事業費、項の１．特定健康診査等事業費、目の１．特定健康診査等事業費、節の12．特定健康審査等委託料ですが、特定健診に要する委託料として4,773千円を計上しております。

15ページ、中段を御覧ください。

同款、項の２．保健事業費、目の２．疾病予防費、節の１．報酬及び節の３．職員手当等、節の４．共済費、節の８．旅費については、前年度まで非常勤嘱託職員として雇用していた管理栄養士を会計年度任用職員として雇用するための予算計上としております。

同目、節12．委託料ですが、特定健診未受診者対策委託料3,500千円は、国保被保険者を特定健診の受診状況に応じた勧奨を行い、受診率の向上を目指すものでございます。

下段の健康インセンティブ事業委託料ですが、健診を受診された方に町内のフィットネスジムなどで運動習慣を定着化させていく動機づけを与えようとする取組のものと、栄養面の評価から減塩食品と引換えができるようにし健康意識を高める２つの取組を入れております。いずれも特別調整交付金での算定が可能となるものとなっております。

下段になります。令和２年度より人間ドックに加え新たに脳ドック検診助成を行います。脳梗塞等の重大な疾病に罹患した場合、長期の入院、高額の治療費も必要になり、早期発見、早期治療に努めることが非常に重要となっております。脳ドックでは同時に特定健診を受けるため、高血圧、高脂血症、糖尿病の早期発見にもつながることとなります。対象者は30名を予定しております。

16ページ、下段を御覧ください。

款の９．諸支出金、項の１．償還金及び還付加算金、目の１．一般被保険者保険税還付金

につきましては、前年と同様に1,000千円を、同項、目の2. 退職被保険者等保険税還付金については100千円を見込んでおります。

17ページ、中段になります。

款の10. 予備費、項の1. 予備費、目の1. 予備費ですが、不測の事態に備え使用する経費として4,325千円を見込んでいます。

以上、議案第12号の補足説明を終わります。

続きまして、議案第13号 令和2年度上峰町後期高齢者医療特別会計予算の補足説明をさせていただきますので、お手元に資料を御用意ください。

予算書2ページ、第1表 歳入歳出予算を御覧ください。

歳入でございます。

左のほうから、款、金額の順に読み上げてまいります。

第1表 歳入歳出予算。

歳入でございます。

款の1. 後期高齢者医療保険料82,187千円。

款の2. 使用料及び手数料2千円。

款の3. 繰入金24,719千円。

款の4. 繰越金1千円。

款の5. 諸収入1,616千円。

歳入合計108,525千円となります。

3ページを御覧ください。

歳出でございます。

款の1. 総務費435千円。

款の2. 後期高齢者医療広域連合納付金105,877千円。

款の3. 保健事業費1,532千円。

款の4. 諸支出金181千円。

款の5. 予備費500千円。

歳出合計108,525千円となります。対前年度当初比では5.1%の増となっております。

次に、予算に関する説明書により説明をいたします。

説明書の3ページを御覧ください。主なものについて御説明をいたします。

歳入ですが、款の1. 後期高齢者医療保険料、項の1. 後期高齢者医療保険料、目の1. 特別徴収保険料47,646千円及び目の2. 普通徴収保険料34,541千円については、現在の調定見込額によるところでの算定となっております。

下段の款の3. 繰入金、項の2. 一般会計繰入金、目の1. 一般会計繰入金、節の2. 保険基盤安定繰入金23,689千円につきましては、低所得者への保険料軽減対策に対し県が4分

の3、町が4分の1の負担を行い、財政基盤の安定を図るための一般会計からの繰入金となっております。

5ページを御覧ください。

款の5．諸収入、項の5．受託事業収入、目の1．民生費受託収入1,432千円ですが、健康診査委託料等の保健事業に係るものとなっております。

歳出になりますが、少し飛びまして7ページのほうを御覧ください。

款の2．後期高齢者医療広域連合納付金、項の1．後期高齢者医療広域連合納付金、目の1．後期高齢者医療広域連合納付金105,877千円につきましては、歳入の保険料、保険基盤安定繰入金等の合算額を広域連合に納付するものです。

中段の款の3．保健事業費、項の1．保健事業費、目の1．健康診査等事業費1,532千円ですが、集団健診や個別健診に係る内容のものとなっております。

以上、議案第13号の補足説明を終わります。

私のほうから議案第8号、議案第9号、議案第12号及び議案第13号の補足説明を終わらせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（中山五雄君）

ほかに補足説明はありませんか。

○まち・ひと・しごと創生室長（河上昌弘君）

皆様こんにちは。さて、私のほうからは、議案第16号の補足説明をさせていただきます。

まず、議案第16号 財産の取得についてを御説明いたしますので、お手元に御準備ください。

今回上程しております議案第16号ですが、9月定例議会及び2月臨時議会におきまして、中心市街地活性化事業に伴います事業用地、事業予定地の取得に関する予算議決をいただき、令和2年2月17日に地権者と仮契約を締結した内容に関し、議会の議決を求めるものです。

議案に沿って御説明を申し上げます。

土地の取得に関してということになりますが、地番につきましては、上峰町大字坊所字七本谷1550番4、地目、雑種地、地積につきましては1万5,410平方メートルです。

取得金額は107,870千円となります。

契約の相手方につきましては、住所、香川県坂出市江尻町191番地396。

氏名、秋山敏子となります。

以上、議案第16号の補足説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（中山五雄君）

ほかに補足説明はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山五雄君）

補足説明がないようですので、これで補足説明を終わります。

以上で提案理由の説明を終わります。

お諮りいたします。ここで休憩をしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山五雄君）

御異議なしと認めます。よって、2時15分まで休憩いたします。休憩

午後2時1分 休憩

午後2時15分 再開

○議長（中山五雄君）

再開いたします。

会議を再開いたします。

日程第6 議案第7号

○議長（中山五雄君）

日程第6．議案審議。

議案第7号 令和元年度上峰町一般会計補正予算（第6号）。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

○4番（吉田 豊君）

8ページの繰越明許のことでちょっとお尋ねをしますが、款の8．土木費の2．道路橋梁費で一番上の町道冠水対策事業の野間口1号線なんです、説明では地元の調整が難航したために翌年度に繰り越して事業をするということの説明を受けたわけですが、私も時々現場を見に行くと、入札も終わってですね、工事の案内板は立っていますが、いまだにまだ着工されておられません。何で着工もしないのにいきなり繰越明許なのかなと思いますので、その辺の事情をもう少し詳しく教えていただきたいと思います。

○建設課長（三好浩之君）

ただいま吉田議員のほうからの御質疑で、詳しい内容をということでございます。

野間口1号線の事業に関しましては、地元との十分な調整を図るために説明会を3回地元で行っております。8月ぐらいから始まりまして、最終的に協議が調いましたのが10月中旬でございます。で、そこから設計等、詳細な検討に入りまして、12月中旬ぐらいまでに設計を完成したところでございます。で、1月に入りまして入札をやっておりますけれども、契約が1月の初旬でございます。で、その後、準備期間等、あと工期等、標準工期等がございますので、金額から算定した標準工期でいきますと、3月末までには実際終わり切れないというような事象になってしまったということで、明許をお願いして来年度まで繰り越して使用させていただきたいということで今回上げたものでございます。

なお、現場の着工に関しましては、1月から準備工に入っておりまして、製品の製作とか、あと現場の状況とか、業者さんの手持ち工事等の関係で若干遅れが生じているところがあります。

以上でございます。

○議長（中山五雄君）

ほかに質疑ありませんか。

○4番（吉田 豊君）

重ねてお尋ねしますが、事業者の案内看板にはですね、工期は3月の多分、末までぐらいには完了予定のような看板が上がっているわけですね。で、今、課長が説明されたように、もともと事業費からいって3月末までには終わらないということであればですよ、工期をやっぱり、せめて3月を超えたような工期を取ってあるなら分かるんですが、3月末までには終わるような看板になっておったんで、ちょっと説明を求めたわけですが、大して追及する言葉でもございませんので、以上で質問を終わります。

○議長（中山五雄君）

ほかに質疑はありませんか。

○7番（吉富 隆君）

28ページの目の3でございますが、説明欄のふるさと産業活性化交付金40,370千円が減額されておりますが、内容を少し詳しくお願いをいたします。

○産業課長（日高泰明君）

28ページ、ふるさと産業活性化事業交付金の減額の内容につきまして説明させていただきます。

予算計上のときの説明から事業の組み立てた、事業の組立てについて再検討により違う内容としたためにありまして、この事業については保留したため、執行を未執行でありますので、その分につきまして減額したものでございます。

以上でございます。

○7番（吉富 隆君）

今、産業課長から御説明いただきましたけれども、これは説明にならないよ。これはね、全員一致で議決事項なんです。しかも新規事業の補正事業なんですね。そうでしょう。違うかな。だとするのならね、そう簡単にマイナス補正というのは普通あり得ない。そうでしょう。やっぱりこれは詳しくね、説明してもらわないと、これね、何で私が聞くかということ、40,370千円という数字なんです。これは恐らくきちっとした積算ができて、計画があつて、補正予算をされているわけですから。いや、そう簡単にさ、取りやめにしたということは理由にならないじゃなからうかと。なぜならば、全員一致で議決事項なんです。書類上、よくよく調べてみると、削除することはできるんですが、我々の議会の立場というのはどう

お考えですかね。全員一致でオーケー出しているんですから。そこら辺をもうちょっと詳しくお願いをしたい。

○産業課長（日高泰明君）

議員御指摘のところも勘案するところではございますが、当初、議会のときに説明をいたしました内容につきまして、内容が多々すたれたところもございます。また、再検討いたしましたというふうなところで、今後はさが園芸生産888億円推進事業、県事業を活用しまして、その財源に、その財源として町の財源も加えたところで実施しているところで、さきの議会でも説明申し上げましたところでございます。

果樹園芸作物の振興に取り組むというふうなところは変わりませんが、当初、町単独というふうなところで説明申し上げておりましたところで、再検討によりというふうなところの文言ではございますが、すたれた条件等を鑑みますと、なかなか厳しいハードルのところもございまして、そういったところの再検討により県の事業を今後は活用し、県のお金もこの中に入れて、町財源のところも有効活用というふうなところにもございまして、町のほうでこの予算については再検討により留保するところというふうなところで考えたところでございます。

留保しまして、もちろん未執行で手をつけておりません。そういうふうなところで、未執行によるところで減額するところでございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○7番（吉富 隆君）

産業課長ね、議会の立場はどうなの、どういうふうにお考えですかという質問なんですよ。皆さんですね、そういう計画があるということに誰一人でも反対した議員はおらんとですよ。ね、ぜひやってくださいと。で、予算は議決した。12月議会で一般質問をしたら保留ということだったんですよね。いや、保留もあり得ないですよ、本当は。やっぱりお互いがね、行政と議会がやっぱり両輪のごとくということわざがあるように、やっぱりこれ事前にね、説明すれば議会でね、質問する必要ないんですよ。これは議会に対する、何というですかね、説明不足じゃないですかね。

いや、こういうことができるならね、議会は何なのという話なんよ。そうでしょう。今説明したとは説明にならないと、僕には。やっぱり農業政策にね、これだけ行政が目を向けてくることには感謝していますよ。12月の定例会のときはね、880の問題も出ました。それとは違うんですよ、これね。町単独でしょう。きちっとした内容があって、しかも補正なんですよ。補正は基本的に年度内に執行するようになっているはずだと僕は思っていますから。

いや、こういうことがないようにしてもらわないとね、やっぱり議会の立場というものもあるわけですから、皆さん。議決して、いとも簡単にね、マイナス補正と。これはあり得んでしょう。どうなんですか。僕が言いよつとが間違っているなら間違っていると言ってください。

○議長（中山五雄君）

執行部の答弁。

○産業課長（日高泰明君）

吉富議員御指摘のところと思います。いとも簡単にというふうなところで、町といたしましても、この予算につきまして事業を再検討しましたところでもございません。るる内容を見詰めまして、再検討によるところでこういった方針になったところでございます。

今後は、同じ目的のため、果樹園芸作物の振興については図っていくところでございますし、そういったところございまして、今回、町単独の事業としては保留とし、未執行により減額というふうなところでお願い申し上げるところでございます。

○7番（吉富 隆君）

課長、よく覚えとっと思いますよ。これ、同僚議員からですね、この案件について、要綱はどうなってんのという質問があったはず。ね。その要綱さえ説明しなかったやないですか。要綱があって、提案をされるんでしょう。そうじゃないですか。

で、今の説明はね、説明にならないよ。やっぱり議会としてもね、賛成して責任があるんですよ、責任が。やっぱりこの問題については、もうちょっと事前にね、議会開会前に説明をしていただければね、質問する必要もないんですよ。だから、本議会において質問をせざるを得ない。議会の立場というのも考えてもらわないとできない問題じゃないですか。

○産業課長（日高泰明君）

議員御指摘のとおり、要綱等には作成中のものが前回の、この予算を頂くときのところも作成中のもので、案的なものはつくっておりましたが、議会の内容等におきまして、るる要件づけも加えられたところでございますし、そういったところの検討も含めまして、議会の承認をいただいた後に検討いたしました結果、県の事業を再検討いたしました結果という、ところでございます。

今後はもうちょっと、もう少し要綱等の作成、もちろん案的なところはつくってありますが、そういったところも最後まで詰めたところでの執行に当たっていきいたいというふうなところでは思っているところでございます。

以上でございます。

○7番（吉富 隆君）

それは行政側のね、考え方を今述べただけにすぎないじゃないですか。同僚議員がね、要綱を言ったときにきちっとした形で出さなかった。ね。これ、中身を僕はもう調べていますから分かっているよ。やっぱりね、議会の立場というのをお互いがですね、やっぱり共有し合わないと、こういう問題が起きるんですよ。

今の説明じゃ、これは容認できないよ、僕は。そうでしょう。ほかの議員さんだって立場があるわけ。皆さん全員一致で賛成しているんですから。課長ね、そうじゃないですか。そ

うでしょう。やっぱりね、きちっと説明をしていただかなければ、僕は容認できないというふうに今の時点では考えています。説明があればね、いいことなんです。前に進むことは、880問題もあるでしょう、それは。それを含めてやり直すということなんですけれども、それにいろいろな質問は僕はしていません。これね、半端な金額じゃないですよ、40,000千円ですから。そうでしょう。それはやっぱりきちっとね、していただかないと。それはできないよ、本当に。

やっぱり今後もね、いろいろ新型ウイルスの問題等々あって、財政的なもんが圧迫してくる。不景気が来るのではないかという予想も成り立つんですよ。やっぱりこの金額というのはね、きちっとしたことでやってもらわないと。やっぱり議会の立場、課長の説明ではないがしろにしとって言われても仕方ないよ。どうなんですかね。やっぱりこの問題はね、大きいよ。せっかくね、あなたたちがいろいろ議論しながら農業政策に目を向けてくれた。僕はありがたいと思っています。しかしながら、議会がそういうわけにはいかない。きちっとした説明がなければいけない。恐らく僕は質問せんでも、ほかの議員さんはしんさっかも分からん。違うんですかね。全員一致で議決している案件なんです。議員の皆さんは、事業を進めてくださいということなんですよ。それは説明にはならないでしょうもん。ね。半年間しかたってないですよ。それならそれなりの説明をですよ、早く議長に申入れすれば、議長だってね、全協だって、じき開いてくれるはずなんです。そこで説明しとけば何ら問題ない。本議会で説明を求めることも要らないわけですから。それは行き当たりばったりの答弁はね、それはできないよ。

だから、課長ね、僕は一般質問にもこれ質問するようにしていました。だとするならですね、やっぱり今日出るだろうと思うなら、議会の開会前にできたはずなんです。それを何もせずに、本議会にね、持ってこられて質問をして答弁ができないじゃ、できないじゃないですか。40,000千円ですよ。ね。今答弁の中では、まだでも金額がこれは増えるんですよ、880と合体してやるということなら。それは進めていただいて結構なんです。どうですかね、課長。もう少し答弁の内容を変えていただければと思います。

○議長（中山五雄君）

執行部の答弁。

○産業課長（日高泰明君）

吉富議員からの質問でございますが、内容につきましては、私、先ほどから申し上げているとおりでございます。うちのほうでも作成案のところで議会にお諮りし、その変更等もございまして、こういったところで再検討で組み直した結果、予算で説明しましたところと違う内容のところで執行する運びとなりまして、この予算につきましては保留するというふうなところで、未執行により減額するところでございます。

もちろん、計上しましたところの計画から変わってきたところがございます。もちろん、

その計画どおりに進まなかったというふうなところは、こちらの計画に無理があった、よくなかったというふうなところではございますが、変更等でしたこともございまして、これのまた留保しておりますところの執行もかかっておりませんので、そういったところで留保したい、未執行のところでは減額するところと先ほどから説明しているところでございます。

予算計上のところの案につきましては、こちら側でも作成、案はつくっておったわけではございますが、議会の中で要件づけ等のところもございまして、うちのほうの再検討によるところでこういった内容のところであっておりますので、そういったところで御理解いただいて、こういったところで減額の予算申請のところを御理解いただきたいと思いますと思うところでございます。

○7番（吉富 隆君）

御理解いただきたい、理解できないから何回も質問しているんですよ。それはね、きちっとした形で計画を持っていないからこうなるんですよ。上程するときにはもうきちっとした計画ができていないはず。だから、同僚議員が質問したときもできなかった。そうでしょう。今になって御理解いただきたいというのは、僕には通用しない。対策は早くできたはずなんです。課長、そうでしょう。対策できたはずよ。一般質問の通告をいつしているね。課長会議もされているだろうと思うから。当然、一般質問も課長はお答えをしなくてはならないですよ。だとすれば、開会前に議長に何で相談せんですか。こういう理由でこうしかじかで全協を開いてくれんですかと。ね。そういう対策ができていない。いや、当然この問題について僕は一般質問を出しているんで。そうでしょう。質問しますよ。それが議会なんです。

いや、これは今のとではちょっと容認できないですね、今の説明ではね。それはね、計画どおりいかんこともあつてでしょう。ね。計画どおりいかんとするならね、その対策をね、早く議会にお示しをしなくちゃ。これ全員一致ですからね。反対した人は一人もいないですよ。行政やってくださいということなんです。これは議決したときにね、同僚議員からも質問が出ていました。マスカットの話もね。そういう計画があつたんでしょ。どこがうまくいかなかったんですか、じゃ。計画どおりいかなかったという答弁ですが。これじゃ課長、納得できないよ。よくよく考えて答弁をお願いしますよ。

○議長（中山五雄君）

執行部の答弁。

○産業課長（日高泰明君）

事業のうまくいかなかった内容というふうなところでも御質問があつているところと思います。

承認いただく議会の中で、この事業者の方が今までの経歴と、これから事業を行った後の実施体制について、町での確認事項というふうなところの要件づけがございまして、そう

いったところで、どういった内容のところであちがこの事業の実施者を認めるか、また、事業を行った後にどういった実績報告を求めていくか、ずっとそういったところの内容が付加されたところの対策が検討内容、また、事業の実施内容としまして、県の事業と合うところがございます、そういったところであれば県の事業を活用して、説明では県の事業要件からハードルを低くして町単独で行っていきたいというふうなところで考えておったところがございます。そういったところでもございますが、県の事業が多岐にわたって網羅するところでの、全て町単独の事業の部分も網羅するところで要件づけをしまして、何とか県の事業にのせて図っていつているところではないかというふうなところで再検討いたしまして、そういった事業の内容等を導いた結果、また、県の補助金等も活用していったほうが町の財源の持ち出しも少なくなるというふうなところも勘案されたところでございます、そういった検討の内容により、こういった変更に至ったところでございます。

○7番（吉富 隆君）

じゃ、県の補助事業というとはいつごろ分かったんですかね。もともと880という補助事業はあったんでしょう。ね。今の答弁じゃね、つじつまが合わないじゃないですか。それは県の補助を使ったほうが持ち出しの金が少なくなるんで、それがいいでしょう。だとするなら初めからそうやればよかったじゃないですか。

町単で新規事業なんですよ、これは。それも補正ですよ。基本的には課長、年度内に執行せんばいかんてなっとっでしょう、基本的にはね。今日も繰越しの問題等々出ていましたけど、それなりの理由があって繰越しをするわけですから。そういうことじゃない、頭からのかしているんですから。マイナス補正ですもん、これ。そうでしょう。今回の補正の問題で、105,000千円ぐらいたったですか、減額は。それなりに理由はきちっと説明があっています。執行部のほうから。これ、説明になっていないと僕は思うよ。違うんですかね。880を早く知っていたなら、そっちをやればよかったじゃないですか。だから、理由にならない。

町単で四千と幾らですか、370千円。何回も言うようですけれども、補正なんですよ。しかも新規事業。40,000千円、自分の腹が痛まんけんで、そがな答弁はいかんよ。皆さんの税金を使うんですから、もう少し真剣に、計画を持って、やってもらわないと。そうしないとね、我々議会の立場もないんですよ。全員が賛成ですから。責任がある。

業者関係の問題は僕らは分かりません。これ、できないよ。3月議会ですよ。いろいろな問題がないようなね、ことで説明をしてもらわないと。何回でも答弁して、同じことじゃないですか。議会の立場についてはどうお考えですか。

○産業課長（日高泰明君）

吉富議員御質問の議会の立場についてはどうお考えですかというふうなところで答弁させていただきます。

議会にお諮りしました内容につきまして、違うところにより、今回、留保したための未執

行による減額というふうなところで再三説明をさせていただいております。こういったところで、また、議会の質問と違うようなところで執行をかけるというふうなところではもちろんございませんし、また、説明しました内容が、もちろんこちら側が計画の不備によるところで方向転換をいたしまして、こういった内容、こういったところになっておるところは深く反省するところでございます。

また、方向を転換して、むやみにこの予算を執行するというふうなところでは、もちろん議会を重視しておるところでございまして、そういったところを行ったところではございません。そういったところで留保しまして未執行による減額というふうなところで、こちらがお金をですね、せっかく予算措置をしていただいたところにつきまして、説明した内容と違う内容でお金を支出するというふうなところではもちろん取りかかったところではございませんし、また、説明した内容がちょっとできませんでしたというふうなところで留保して、今回、未執行による減額をさせていただくところでございます。

以上でございます。

○7番（吉富 隆君）

課長ね、議会の立場というのを理解してないよね。地方議会は二元制代表制なんですよ。御理解してあると思いますよ。そうしますとね、行政は執行権を持っているんで強いんですよ。議会は議決権というのがあるんだけど、やっぱり行政主導型で町の運営はなされていると僕は思っています。しかし、議会の立場はチェック機関ですから、いつもね、我々、議長から是々非々くさいと、議会はという御指導もいただいておりますのでね、私もそのとおりだろうと思っています。

だから、議員の皆さんが、よしやってくださいよということで賛成をしてある。そして、ぼんと取りやめるということに対して、やっぱりこれは議員の皆さんも、ああそうですかというわけにはいかないでしょう。もうちょっと何かあった、こういう事情があった、だから仕方なかったということであれば理解もできるんだけど、今の答弁では理解はできない。そうでしょう。

非常に残念なことにね、これはもうちょっと対策をするべきであったと思う。時間はたっぷりあったはず。必ず僕は質問するて分かっていたはず。ね。一般質問に出しているんだから。やっぱりね、課長はそういう気持ちはなかろうと思うけれども、僕に対してでもね、失礼じゃないですか。ちゃんと質問するよって通告してるんですから。

そして、今のね、答弁で、僕は納得すると思ったの。できないよ、それは。3月議会はね、やっぱりね、スムーズにいくようにということで、やっぱり議会の皆さんも理解をしてあつですもんね。それにコロナウイルスが来て、いろいろな問題等が浮上している。そういうことも勘案をしなければならぬ。しかし、これは問題外です。そうでしょう。これもね、私は今のところ容認できないんで、ほかの議員さんがどう思っているかね、知らないけれども、

もしほかに意見が出なきゃ、もう一遍させていただきますので、ちょっと私はここで質問をちょっと閉じさせていただきます。

○議長（中山五雄君）

ほかに質疑はありませんか。

○2番（大川徹也君）

私も吉富議員の質問と同じ質問の項目になります。私もちょっと不思議に、またいぶかしく思う点がありますので、質問をさせていただきます。

今回のふるさと産業活性化事業に関しましては、町長が補正予算の中で新規事業として提案をしています。補正予算で新規事業として提案するということは、急いでやりたい、また、急いでやる必要があるということであると認識をしています。そして、この補正予算というものは、年度を越えて行うことは禁じられています。

今回、このように補正予算の中で新規事業として急いで承認を得て実行に取りかかりたかったこの事業を、保留という形にすることによって、上峰町にとって今後どういう不都合が起こってくるのか、そこを教えてもらってよろしいですか。

○町長（武廣勇平君）

不都合はございません。

○2番（大川徹也君）

補正に上げるいろんな事業項目は、幾つかの理由があると思うんですが、そのように遅れても、また実施されなくても、不都合が起こらないようなものを補正事業で、補正予算で上げるというのはいかがなものですか。

○町長（武廣勇平君）

不都合を前提として事業を計上はしませんし、遅れることを想定して、あるいは撤回することを想定して事業を上げることはございません。

○2番（大川徹也君）

私たち、執行部の皆さんもそうですし、私たちの立場もそうですけど、町の予算というのは、1円、本当に1円単位で、私たち個人のお金というのは全くありません。公金です。

で、同僚議員も言いましたが、このお金の使い方に私たち非常に慎重に、また、厳粛に、厳正に取扱わなければならないというのは皆承知のことと思いますが、このように補正予算の中で新規事業を上げて、そして、別の県の制度もあったので、それを抱き合わせて利用することで、町の持ち出しが少なくなるので、今回はこの事業に関しては保留しますと。本当にそういう理由だったら、実際は分かりませんが、計画性というのが本当にあったのになって、そう疑わざるを得ません。この県の事業について、存在は、同僚議員と同じ質問になりますけれども、その存在というのはいつお知りになりましたか。

○町長（武廣勇平君）

担当課長が先ほど答弁したとおりでございます。

○2番（大川徹也君）

これは計画性がなかった、甘かった、なかったわけじゃないんでしょう。見通しが甘かったというふうに認識してよろしいでしょうか。

○町長（武廣勇平君）

これも先ほど担当課長が答弁したとおりでございます。

○2番（大川徹也君）

今、町長の答弁にある担当課長が答弁したとおりということですが、その担当課長の発言の要旨を、すみません、私が本当にこう、あまり頭がよくないものですから、もう一度要旨を伝えていただいてよろしいでしょうか。

○産業課長（日高泰明君）

大川議員御質問の計画性につきましては、当初、案として計画しておりましたが、るる議会等での条件づけのところ、また、この888事業に併せて、県事業と県の補助金と併せていくというふうなところと再検討したところでございます。計画性につきましては、もちろん当初計画よりちょっと大きくずれてきたところで、今回、留保し、未執行のところでは減額するところでございます。もちろん、計画としましては、町単独で、ほかの事業のハードルを低くして取り組むところで計画しておったところでございますが、ほかの事業を何とか活用してやっていくというふうなところで、財源の有効利用等を図るというふうなところでも再検討いたしましたところでございます。

以上です。

○2番（大川徹也君）

産業課長に改めてお伺いします。

その県の、今回、一緒に抱き合わせでやりたいという888事業というのは、その存在は、880、失礼しました。事業は、いつの時点で把握をなさいましたか。

○産業課長（日高泰明君）

名称等のこの園芸生産888事業は、今年度からの事業かというふうなところで思っております。前年度から名前を変えて、この事業に置き換わったところではないかというふうなところと思います。

○2番（大川徹也君）

あえてそういう答弁をなさっているのか、私の質問のちょっと仕方が悪いのか、ちょっとよく分からないんですが、あえてもう一度、私が詳しくちょっと質問をします。

この補正予算で新規事業としてふるさと産業活性化事業を御提案、提案をするときには、この県の補助事業、今述べておられる補助事業について、その時点で御存じだったかどうか、それをお伺いします。

○産業課長（日高泰明君）

事業につきましては、事業等の説明会等もあっておりましたので、認知しておりました。

○2番（大川徹也君）

その事業の存在を知っており、しかしながら、町単独事業として行うほうがいいと、そして、補正予算にかけて、少しでも早くこの事業を進めたいという経緯で上程された、上程したというふうに認識してよろしいでしょうか。

○産業課長（日高泰明君）

この予算を議決いただきましたときの答弁をしておりますが、県の要件を低くしてこの事業に早急に取りかかっていたいというふうなところで計画しましたところの事業でございます。今回、県の事業の要件を、その含めたところでこの単独事業としての施行よりも、この事業を活用しての事業というふうなところで再検討したところでございます。

○2番（大川徹也君）

そうすると、今ちょっと話を簡単にまとめさせてください。これを補正予算で、今回のふるさと産業活性化事業を9月の補正予算で上程するときには、県の該当するその事業の存在を知っていた。しかしながら、町単でやるほうが町の考えている事業のスピードであったり、方向性であったり、そういったもので、そのように判断をされた。しかし、後になって、いや、やっぱり県の事業と抱き合わせたほうが町にとってはいいんじゃないかということで保留にした。そういう流れのように認識をしています。しました、今。

そうすると、やはり計画性にかなり、そして、計画性とその判断において、かなりの甘さがあったんじゃないかと言わざるを得ないんですけど、そういうふうに認識してよろしいでしょうか。

○産業課長（日高泰明君）

今回、留保したため未執行により減額をさせていただいたところで、皆様にお諮りしておるところでございます。もちろん通常執行するべきところでございますので、そういったところにつきましては私の計画不足のところでは否めないかなというふうなところと考えます。

以上でございます。

○2番（大川徹也君）

議会は本当に、年に4回及び臨時議会ということで回数が限られています。その中で、私たち議員は執行部の予算執行を、内容を把握して、何かしら問題がないだろうか、そういったことをチェックするという立場にあります。公金を扱う、そして、それを予算執行する執行部の皆さん方、もしこういうやり方、考えが当たり前になっていくと、どれでも極端に言えば今回のふるさと産業活性化事業のようにすることも可能になってしまいます。そうすると、本当に、同僚議員、何度も申し上げましたが、議会のこの議場での議論の意味というのが薄れてくるような気がします。

このふるさと産業活性化事業に関しては、今、計画性に甘さがあったというふうな御答弁なされたというふうに今理解をしましたがけれども、それが本当の理由だとしたら、どうぞ今後の事業に関して、特に補正等で上げられるのは、それなりの、審議中で上げるのは早急性があるもの、重要性があるものだというふうに認識をしておりますので、いろんな誤解を生むようなことのないような執行をしていただきたいと、そういうお願いを申し上げて、私の質問を終わります。

○議長（中山五雄君）

答弁は要りませんか。（「はい、要りません」と呼ぶ者あり）

ほかに質疑はありませんか。

○8番（大川隆城君）

すみません、私が先に挙げました。じゃ、すみません、お尋ねをさせていただきます。

ページ16ページの2の1の6の節の7. 賃金ですね。ここで5,746千円減額になっています。

同じくページ29ページ、これが7の2の1、7の2の1の、これまた賃金ですね。1,859千円ですか、減額になっています。

これは以前説明を聞いておりましたのは、地域おこし協力隊の方がおいでいただくということで組んであったかと思いますが、全額減額というような格好になっておりますが、この辺はいかがでしょうか。どういうふうないきさつでこういうふうになったのか、ちょっとお尋ねしたいと思います。

○まち・ひと・しごと創生室長（河上昌弘君）

まず、ページ16ページのほうの企画費のほうの賃金、これは共済費も同様の考え方になるかというふうに思っております。これはですね、地域おこし協力隊の賃金及び社会保険料相当分ということでの減額をさせていただいているところです。

地域おこし協力隊につきましては、令和元年度においてはですね、4月から3月までの1年度を通して、1年間就労する者が1名おります。で、別途、昨年8月にですね、お一方採用しております。しかし、この者につきましては、新たな就業先がちょっと見つかりまして、10月に退職をしております。

で、そういったもろもろの関係もございまして、本来予定している数よりも少なかったということと、2名採用している者のうち1名は非常に短期間で就労期間が終わってしまったということで、今回減額の運びになったということで御理解いただければ幸いに存じます。

以上です。

○産業課長（日高泰明君）

29ページの款7. 商工費、項2. 商工観光費、目. 商工観光費のところにつきましては臨時職員等賃金、また、共済費の減額について説明させていただきます。

この事業も地域おこし協力隊1名を雇用するところで、商工関係の業務に当たっていただくというふうなところで募集をかけたところですが、応募等ございませんで、今回、3月議会におきまして応募等なかったところで減額の予算を上げさせていただいているところでございます。

以上です。

○8番（大川隆城君）

ただいま16ページの企画のほうは短期でお辞めになったというようなことで残が出たというようなことでありますが、その場合、私もちょっとよく中身を知らんまま聞いて申し訳ないけれども、一応協力隊でおいでいただくと、おいでいただいたら、最低、例えば、2年、3年は協力してくださいよというふうな条件とかはないわけですかね。

それと、今度は産業のほう、募集をかけたけれども、おいでにならなかった。それは募集は何回されたんですか。1回募集して来なかった、終わりじゃなかったでしょうね。それはさっきの話じゃないばってんが、目的があって協力隊をお願いしますということで予算を組まれたとするならば、1回で駄目なら2回、3回というふうなね、募集をかけるということが当然あり得ることだと思うけれども、その辺いかがですかね。

○まち・ひと・しごと創生室長（河上昌弘君）

就労期間に関しての助言、縛りを入れてしまうと、ちょっと、何といいますか、雇い止めの印象をちょっと与えますので、就労条件からするとネガティブな感じの契約内容になってしまいますので、そういった制約は入れてございません。

以上でございます。

○産業課長（日高泰明君）

募集のかけ方でございますが、地域おこし協力隊の方につきましては、町外の方をもちろん雇用するところで、募集につきましては町のホームページのほうに長い期間にわたってです、募集をかけておったところでございます。

○8番（大川隆城君）

一応その、どういうふうにしたかは分かりましたけれども、これもですね、目的があって賃金を組んで来ていただくということであるならですね、やっぱし、何かそのホームページに上げとって、したばってん来なされんやっただで終わったみたいな格好じゃ、ちょっと努力が足りんじゃないかなろうかというような感じがするわけですよ。ですから、もし目的、その来てもらって、こういうことをやってもらいたいということでの募集でしょうから、それはやっぱし募集、おいでいただくまで積極的にやるべきだと思いますが、両方兼ねてそうですけれども、いかがですかね。

○町長（武廣勇平君）

これは本当に各自自治体、悩みの種というか、地域おこし協力隊は主体的に自分でやりたい

ことをまず設定できる環境にありますので、もちろん組織からの町としての意向等も聞いていただく機会を持ちますが、決して目的があるということで、この業務をやってくださいということで就任をしていただくということだけではありません。

また、地域おこし協力隊は公募をかけてですね、昨今はもう、なかなかこう、各自治体、取り合いみたいな状況もあってか知らず、その賃料、手当を別途、賃金と別に出す、あるいは市町のほうで住宅を供給するというようなことまで含めた自治体が多うございまして、その地域おこし協力隊になられる方の立場からすれば確かにそうだなというふうに思うことがございます。賃金が入ってきても、家賃収入でほぼその部分が削られていきながら、活動がなかなか困難な状況になったというようなこともお聞きいたします。

よって、今後募集をかける際は、その辺の環境的なですね、整備をしっかりした上で、かけていく必要があるかなと思いますし、もう、おっしゃるように公募をかけますので、公募をかけてみないと、はっきりとしたですね、雇用できるかどうかというものは分からないことを今回経験しましたので、それ相当の環境をつくることを念頭にですね、今後考えていかなければいけないと思ってございます。（「はい、お願いしときます」と呼ぶ者あり）

○議長（中山五雄君）

ほかに質疑ありませんか。

○４番（吉田 豊君）

また、ふるさと産業活性化事業に戻りますが、いろいろ７番議員から、あるいは２番議員から質問が出ていますが、この案件は私が９月に心配したとおりになったわけですね。だから、私は補助金交付要綱を先に審議しようということで申し上げたんですが、要綱を認めると予算を自動的につけんばいかんような説明を受けて、私はそこで発言を止めたんですが、９月の議会でも私申し上げたと思う。産業課長、覚えていますかね。あなた方はもりもりフォームでも１回失敗しとろうかと。だから、二度と失敗しないように、補助金要綱を先につくって、それを我々に提示して、事業申請については過去３年間の個人、法人を問わず決算書の添付をしなさい、させなさい、あるいは事業完了の見込みを立てるためには、どういう計画の内容か、明らかに我々に示すべきだというふうなことを私は申し上げたと思うんですよ。全く同じミスじゃないですか。失敗じゃないですか。あのもりもりファームね、１年もたたずに法人が撤退してですよ、それは補助金返還はさせたものの、そがな曖昧な事業ば上峰町議会は認めよっとかいと、私たち笑われたんですよ。先ほどから７番議員が言われるように、議会ば何て思うとつかいということですよ。

だから、事業予算を要求するならば、それが完全に遂行できるかどうかというのを我々も一緒に検討するために補助金要綱をつくって事業計画書を出させて、それで過去３年間の、その法人、個人を問わず、決算書を見て事業遂行ができるかどうか、少なくともですよ、当初あなた方が言われたように、シャインマスカットも植えたら、２年ぐらいは収量がないわ

けですね。それぐらいの貯蓄がないと事業遂行が見込めないということなので、私はね、このときに、9月の補正のときに、この項目については予算停止、執行停止まで考えとったんですよ。しかし、私もちょっと、その行政上の規則、規約が分からなかったんで、要綱を認めると、後の事業予算は補助金はもう問答無用でつけんばいかんごとなりますよという説明があったから、ああ、そんならちょっとでけんねというて我慢して予算を通したわけですけど、案の定全額返金、不用額ということで出すということは何ということですか。答弁をお願いします。

○町長（武廣勇平君）

これは吉田議員の御質疑によりまして、認定農家ということを条件にというやり取りがありました。その御要望を基に要綱を変更を加え、やっていたんですけども、ちょっとかみ合わない部分があるかもしれませんが、要綱を変更したことでですね、これを執行停止したという、何か先ほどからそういうやり取りが繰り返されていますけれども、そうではございません。これは原議員の質疑等のやり取りで私自身が、県の888事業と整合しない、要するにすみ分けて、しっかりすみ分けて事業を執行するといったことが事実上、その検討を加える中で難しかったということでございますので、先ほど担当課長が答弁したとおり、計画性については皆様方におわびを申し上げるところでございますけれども、あくまでも認定農家の要綱については、その後、やり変えて執行しようという努力はしたところでございますので、その点は御理解をいただきたいというふうに思います。

○4番（吉田 豊君）

町長は認定農業者の認定基準は当然理解されとろう、されていると思いますけど、認定農業者になるためには、今後5年間の進行計画もつくるわけですね。収支計画あたりも。どういう事業をどれだけ耕作して、収益を幾ら上げて、所得の増額に努めますという計画を、今後5年間ぐらいの計画書を出して、その計画が実行可能ということの判断の上に認定農業者を認定していくわけですね。だから、そういうものも当然、事業計画が遂行、100%遂行できるとの見通しを立てるためには、当然そういう書類も必要だから、私はそのときそういう認定農業者になることも条件ですよということは申し上げたつもりでおりますけれども、いずれにせよ、予算要求に対する執行部の、課長を含めてですが、執行部の責任があまりにも軽率といいますかね、あんまり重要視されてないんじゃないか、要らんごとなったなら使わんなら返せばよかろうもんという安易な考え方の下に予算を要求されているような感じが否めません。今後、予算要求に対しては厳しくチェックをしていきたいと思います。

答弁は要りません。

○議長（中山五雄君）

ほかに質疑はありませんか。

○8番（大川隆城君）

それでは、27ページをお願いします。

農林水産業費の6の1の3の19、負担金、補助の関係ですが、ここの一番下、多面的機能支払補助が3,000千円ほど減額になっていますね。これをちょっと説明をお願いしたいと思います。

○産業課長（日高泰明君）

大川議員御質問の6. 水産業費、1. 農業費、3. 農業振興費の19節. 負担金、補助及び交付金の多面的支払交付金、減額の3,066千円でございますが、この内容につきましては、この多面的機能補助金の各組織からの実施の計画及びこの多面的交付金の中の長寿命化というふうなところの品目のところの予算づけが県のほうで8割交付となったところによりまして、この額が減額というふうなところで上げさせていただいております。

以上でございます。

○8番（大川隆城君）

85%ということは、今言われたように、各地区からうちはこれだけ事業費が必要ですよというのが上がってきますよね。その8割5分しか来なかった関係で、3,000千円が落とされたということですか。その辺ちょっと、私はですね、私は今言ったように、ずっと積上げがされた中で、どこかの地区かがもう一応予定しとったけど、今年はしないからということで減額になったかなというふうに思ったもので、ちょっとお聞きしていたんですが、もうちょっとお願いします。

○産業課長（日高泰明君）

補助金の8割、8割の以内交付となりましたのは、長寿命化の活動でありまして、この活動の内容としましては、農地の面積、活動の組織の、農地の面積に単価を掛けましたところの事業費というふうなところになります。

今回、県のほうで8割の以内交付というふうなところになりまして、その農地の面積掛けるの単価というふうなところの金額から8割程度しか交付されないというふうなところによりましてところの減額となっております。

○8番（大川隆城君）

じゃ、前年度までは今言う積み上げたのが丸々希望額来てたけど、令和元年度はそれが満額から8割に減額になったということですかね。

○産業課長（日高泰明君）

この多面的交付金の長寿命化のお金でございますが、前年も満額は交付されておらずで、予算要求、予算要望の段階では満額来ましたところに一定の係数を掛けましたところで計上しておりましたが、その係数よりもですね、少ないところの交付になりましたというふうなところでございます。（「はい、分かりました」と呼ぶ者あり）

○議長（中山五雄君）

ほかに質疑はありませんか。

○3番（原 直弘君）

先ほどから質問等がある28ページですね、ふるさと産業活性化事業交付金ということでお尋ねしたいと思います。

先ほど課長のほうから問答の中で、県事業から要件を低くして町単独に計画したという話がありましたけど、1つが、その要件を低くした項目というのを教えていただきたいと思います。

○町長（武廣勇平君）

まず、果樹園芸という説明をさせていただいています。このふるさと納税が、その総務省の規制によりまして、本町のこれまで主要産品であります果樹園芸作物の出品ができないということもあり、これらを他町と同様にですね、しっかりと町内に生産拠点をつくっていくべく様々な項目に検討をしました。イチゴ、そして、桃、ブドウ等を検討していたものと記憶しております。

そうした中、県の事業は当初から御案内もいただいて、県の事業の充用をさせていただく流れで進めようと思っていたものの、要件が非常に厳しいというように担当のほうからお聞きしたこともあり、身の丈を少し低くした事業がつくれないかということで考えておりましたが、県の事業のほうもですね、実際の担当の方々からのですね、御意見も聞く中で、十分対応が可能な部分が出てきたということもございまして、これでは町費のですね、単独でその町民の税金を充用するよりも、補助金を活用して、より町民の税金を節減しながら執行していくことのほうが賢明ではないかというふうに判断をいたし、執行を止めたところでございます。

この予算を2階建てにして補助事業として活用するという手もあった、補助事業と抱き合わせて活用するという手もあったものの、これは申請のタイミングとか申請の時期等も県のペースに従わなければいけないということもありまして、執行を停止するという措置を前回の議会で、この議場でお伝えをさせていただいたところでございました。

以上でございます。

○3番（原 直弘君）

先ほど判断結果は、今、町長が言われたとおりだと思いますけど、そのときに判断された県事業から要件を低くした項目というのはどういったものだったのか、課長教えていただきたいと思います。

○町長（武廣勇平君）

先ほど私が繰り返し申しますが、果樹園芸作物について、ハウスの整備等を検討したと、この事業を提案した際にも申し上げたところでございます。

○3番（原 直弘君）

今、県が紹介している888億円推進事業の資料を持っているんですけど、この中に主な補助対象施設として、果樹とかハウスとか載っているんですけど、その主な採択要件の、この要件を低くして初めに町の単独事業にされたということで私ちょっと今、先ほどの問答でちょっとそういう認識したんですけど、よって、この要件等の県が推進している888億円推進事業ですか、この分の要件を下げた項目を教えてくださいということで課長のほうにお尋ねしたつもりでございます。

○町長（武廣勇平君）

まず、対象者、そして、充用額、そして、補助率について要件を下げていたというふうに記憶しております。（発言する者あり）

○議長（中山五雄君）

ほかに質疑はありませんか。

○3番（原 直弘君）

すみません、ちょっと私、今理解できなかったもので、もう一回よろしいですか。

○町長（武廣勇平君）

対象者、補助率、そして、充用のする額ですね、補助率のことですね、こうしたものでもうちょっと使いやすさを考えた上で、町の単独事業というふうに構えようというふうに検討をしておりました。

○議長（中山五雄君）

ほかに質疑はありませんか。

○3番（原 直弘君）

そしたら、課長、その対象者ということで、今、町長のほうから説明があったんですけど、どの項目を下げたということで説明いただきたいと思います。

○町長（武廣勇平君）

課長にも後ほど答弁させますが、執行部が答弁するのは私の執行の答弁ということが、できることをまず前提として御理解いただいた上で、後ほど答弁させたいと思います。

まずですね、この果樹園芸対象、これから新規で始めようという人もですね、幅広く町内で本町における農産品について考えていきたいという御意向があれば、全て受け入れていきたいという思いを私自身は持っておりました。そうした思いの中で要綱を定めていただくように考えていたところでございます。

○3番（原 直弘君）

そしたら、この県の事業の要件等で人・農地プランに位置づけられた認定新規就農者等というのがあるんですけど、これとは違う新規就農農業者を考えられたわけですか。

○町長（武廣勇平君）

そうですね。商業者でも幅広くですね、新規でその事業を行いたい、農業に取り組んでい

きたいという方を対象にしたいという思いを私自身は持っていました。

○3番（原 直弘君）

はい。そしたら分かりました。

次ですね、課長の9月の答弁で、この単独事業を計上する際の説明として、地域産業の活性化及び振興を図るために予算計上したということで説明はあったんですけど、今回、全額を落とした、通常、県事業にのせるという前提なら落としてもいいかもしれませんが、この本当の地域の産業の活性化、振興を思うならば、当然、888事業に振り替える何らかの進め方、そういうのがあってもいいんじゃないか、そういう説明があって、減額もやむを得ないということでの判断を私たちはするとか、納得するわけなんですけど、そういったですね、県事業に向けた、課長の答弁のこの12月の一般質問の答弁で、同僚議員からの質問で、課長が県補助金に合わせて町補助金を交付する要綱の整備に取り組むことをということで答弁がされています。というならば、今回こういう、減にする前提として、この88事業なり、ほかの県事業なりの要綱等の整備をですね、ある程度進めていかなければですね、こういった減額もちょっと納得いかないということであって私は思っているんですけど、その点をお答えをいただきたいと思います。

○町長（武廣勇平君）

それはちょっと私自身の考え方としては飛躍がちょっとあるのではないかと。といいますのも、補助事業が適用されて町費を節減するということができるからやめたいということで町費の今回減額をお願いしています。例えば、変則5差路を考えてみていただいてもいいですが、町道を単費でですね、整備しようというときに、今回、特定防衛施設じゃないや、防衛省のほうから補助金の活用の打診がございました。これで乗り換えて設計等を行う場合に、乗り換えることが前提と、要するに補助金を乗り換えることは町民の税金をなるべく使わないという点でですね、行うわけでございますので、何といいますかね、ちょっと答弁になっていないかもしれませんが、私自身はこの888事業を前提として、来年度の募集にかけていくという時間を待たずに、それがですね、できないことが、できることが今証明できないとですね、この事業を落とさなきゃいけない。この事業を落とす、この予算を落とすということを認めていただけないというのはちょっと飛躍があるんじゃないかなと思います。

○3番（原 直弘君）

いや、私が言いたいのは、落とす前提としてですね、そういった県事業に向けてですね、要綱の整備を今整っているとか、そういうのがあれば当然、この減額、全額減額もあり得ると思うんですけど、そういった中で、一番初めの計画性の問題になると思うんですけど、ある程度県事業がここにありました。しかしながら、地域の産業の活性化を振興するために単独事業にしますと。ということで予算計上されたわけですね。ということは、その予算の大きい小さいじゃなくて、一番初めは地域産業の活性化振興が目的で事業を立ち上げると

ということが一番の前提だったと思います。それに付随して金額が幾らかにつくと。それが補助事業でも単独でもいいと思うんですよ。

で、その中で、今回、単独事業は、そういう県の事業にのせていくような形ということでは、言われたんですよ、当然、町費は下がると思うんですね。そのかわり、でも、事業としては、この地域の産業活性化のため、振興のためという目的は変わらないんで、そうであれば、当然、88事業とか県の事業にですよ、同類の事業にのせるように当然進めていっているということですね、確証がなければ、なかなか。そしたら今度、同僚議員も言ったようにですね、簡単に上げられて、相当な審議が必要となるので、その要綱等をきちっと見なきゃいけないと、そういうふうになってくるんじゃないかと思うんですよ。

○町長（武廣勇平君）

おっしゃるとおりでございます。今回は、先ほど申しましたふるさと納税出品ができるような果樹園芸作物を中心に幅広く公募をするものです。当然、制度として、これらについて、制度上のすみ分けができないので、制度上すみ分けができない以上は、町費を充てないという判断をさせていただきました。よって、制度上、今後、すみ分けができること、すみ分けができるといいますか、制度上、県事業のほうにですね、上乘せして拡充するような意思を私自身は持ちながら制度はつくっていきたいと思いますが、あくまでも特定の事業者、あくまでも特定の産品について、何らかの対応を考えているということではございませんので、公募をする段階におきましてはですね、広くそういった制度上、しっかり我々としての意思、この地域を活性化させたいという意思を反映させた、そういう予算、予算といいますか、要綱とかづくりをですね、急いでいきたいというふうに考えております。

○3番（原 直弘君）

ちょっとあえて言うならば、9月に補正予算を上げました。そして、12月に同僚議員からこの補助金のほうで質問があって、その問答で、ちょっとこの予算は保留すると。その中でですよ、先ほど言ったように、県補助金に合わせて町補助金を交付する要綱の整備に取り組むという形で課長が言われたんで、その進捗とか、そういうのをちょっと回答を得たかったということで、この質問の趣旨があるんですけど、その点をお答えいただきたいと思います。

○町長（武廣勇平君）

後ほど担当課長には答弁させますが、あくまでも、そのタイミングとしてなぜ補正だったかということについては、ふるさと納税で総務省の追認をいただいたと、自治体として適用、自治体として追認いただいたということを受けて、なるべくスピーディーに町内に果樹園芸についての産品づくりを急ぎたいという私の思いもあったところでございます。

繰り返し申し上げますが、特定の事業者を念頭に置いたものではございませんし、幅広く公募についてですね、考えていきたいと。特に果樹園芸の分野で、町益を随分損なって現在いるふるさと納税上の状態でありましたので、しっかりと対応していきたいという流れから、制

度上のすみわけを県事業と分けて行っていきたいと思っております。

原議員がおっしゃるように、地域の活性化を考える上ではですね、この思いは変わらず継続させていただきながら、制度上、県の88事業に上乘せするようなですね、そういう制度設計をしていく必要があるというふうに思っております。

○3番（原 直弘君）

そしたら一応確認なんですけど、ちょっとすみません、課長のほうに。例えば、88事業にのせるのであれば、こういったところの項目が、町が考える果樹園とかのハウスに該当するのか、ちょっと教えていただきたいということで、お願いします。

○町長（武廣勇平君）

これはなかなか担当課長じゃ答えにくいのかなと。ふるさと納税まで俯瞰して見ている立場から申し上げますと、やはりイチゴ、そして、梨、そして、ブドウ、そして、桃ですね、桃はもう手がけていただいているところがございますが、こうしたものがこれまで主要なですね、果樹園芸の分野における町の戦略な、戦略作物だというふうに考えてございます。

○議長（中山五雄君）

ほかに質疑はありませんか。

○3番（原 直弘君）

それでは、できるだけ県とか国とか、その88事業とかの事業にのせた上で事業を進めていただけるように。

そして、一番初めの補正予算のときに上がりました、要綱が先か、予算が先かということであればですね、そこら辺はちょっと案としてですね、こういった形でまた紛糾するといけないんで、内容をですね、ある程度概略的にもこちら議会のほうに教えていただければ、スムーズな予算編成というか、こういった審議ができるんじゃないかと思うんですけど、その点についてお尋ねします。

○町長（武廣勇平君）

こういう話のくだりの中で、当然の御指摘だと思います。なるべくそう考慮したいというふうな思いもこの話の流れでは持ちますが、逆の流れでいきますとですね、先に要綱整備をしていくということが議員の皆様方に失礼かと思しますので、これら適宜ですね、原議員の御指摘を深く受け止めて、吉田議員の御指摘もかねてからございましたように、要綱については適宜適切に判断していきたいと思います。

○議長（中山五雄君）

ほかに質疑はありませんか。

○8番（大川隆城君）

そしたらですね、33ページをお願いします。

まずですね、10の1の2ですね、事務局費の中の19節、負担金、補助で、給食費補助金が

2,400千円ほど残が出ておりますが、これの説明をお願いします。

それと、その次に、同じ款項の目の4. 外国青年事業費の委託料がこれまた約300千円ほど減額になっていますが、A L Tの方については、当初、契約をされる、そしたら、その金額だ、その金額でおいでもらって対応してもらおうと思っていましたが、減額になっていますから、その辺どういうものか、ちょっとお知らせください。

それと、今度同じ、今度は目の6. 施設整備費で、16の工事費、失礼、15ですかね、15の工事費で、小、中学校トイレ洋式化工事が5,750千円ほど残となっていますが、減額となっていますが、振り返ってみますと、昨年の9月、10月ですね、失礼失礼、夏休みか、夏休みにされたわけでありますけれども、あの当時からオリンピックがあるということで資材の高騰等が言われておったかと思います。そういうふうからいきますと、お金が少なく要ってよかったなということはあるんですが、その割にはえらく残った感じがするものですからね、その辺ちょっと説明をお願いしたいと思います。

○教育委員会事務局長（吉田 淳君）

大川議員から3点御質問をいただきました。

まず、給食費でございます。当初予算の中から、現在、補助金申請をいただいている分、実績が見えてまいりました。その中で、町外に通うお子様たちで、お弁当の学校である部分、また、補助事業、例えば、準要保護などで、他の補助事業で給食費を補助されている部分、そういう精査が出てまいりました。そういうことで、今現在見込んでおる中で、実績でこの金額を減額をさせていただいておるところでございます。

次に、A L Tでございますが、こちらは今回が切替えの当初の年度でございました。3年間の長期継続契約を基に、プロポーザルで募集をかけましたところ、入札減といたしますか、随契、プロポーザルの見積り減の中でこの金額が出てございます。

最後に、トイレの洋式化工事でございますが、こちらは入札減でこの数字が出てございます。

以上です。

○8番（大川隆城君）

給食費とかA L Tの関係については分かりましたが、先ほどこの工事費に関して、関係したものについては入札減ということではありますが、本当に言い方は悪いけど、見積りがえらく過大にされとったつかない感じがするわけですが、先ほど言いましたように、お金がですね、少なく要ったということでもありますから、それはよしとしたいと思います。

続いてですね、次に、36ページをお願いします。

10の5の3. 文化財保護費の節の8. 報償費、ここで2,000千円ほど減額になっておりますが、これは町史編さん委員さんの報償費だということだと思います。これを見ますとですね、大体この報償費の全額が6,200千円ほど組んである中でだと思いますが、その中で2,000

千円減ということは、それだけ編集委員さん、編さん委員さんの仕事といいますか、それが少なくて予定の、予定された分、進んだものか。それともほかの理由で残ったものか。

で、私が思うにですね、来年度はもう完成、令和2年度には町史を完成させるという目的が、目標がありますよね、予定が。じゃ、ここでこれだけの金額があれば、もうちょっと前倒しじゃないけれども、もういっちょ先に進むようにですね、今年度中に何回開かれたかちょっと今覚えていませんが、もう1回でも2回でも開いて、もっと進むようにされたがよかったんじゃないかなというような気がします、その辺いかがでしょうか。

○文化課長（中島 洋君）

大川議員の10の5の3、8の報償費、謝金のほうの2,000千円の減額のことについて説明いたします。

当初、ページ数といたしまして、1,100ページほどの予定をしております、減額、今、原稿がほぼ出そろっているところです。その中で、今その1,100ページというのは、図版とか写真とか、そういったところまで入れたところである程度換算をしてきた部分があります。で、本当の文字数ですね、文字数だけをちょっと換算しまして、その結果、2,000千円の減での原稿料及びもろもろの謝金ですね、原稿料ばかりじゃないんですけれども、6,200千円の中にはですね。ほかの謝金等もお支払いできるという予測ができましたので、2,000千円の減をしております。

で、ほぼ、今、原稿自体は出来上がった中での図版とか写真とか、そういったのを令和2年度の中で構成をしていくという形になっておりますので、この2,000千円を減をしたとしても、原稿料としては足るという形でもくろんでいるところです。

以上です。

○議長（中山五雄君）

ほかに質疑ありませんか。

○8番（大川隆城君）

ただいま課長から説明いただきましたが、そういうふうな予定をされているとしてもですね、私がもういつも思うことですけれども、現計予算が例えば、50千円、100千円程度ならいろいろ思わんですけれども、1,000千円単位の金額が残っていたとするならですね、せっかく今使われる予算があるならば、少しでもそれを利用して前に進むようにと。例えば、今言われた、この次の作業が100あったとしたら、50でも今のうちにできたらというようなことでされたほうがね、より完成が近まるんではなかかというような気もするもんですからね。

これは、それはもうこのことだけに限らず、予算を、目的がこれでしとって、1,500千円、2,000千円もしたけん、あとはもう使わんで落とそうというようなことじゃなくて、何とか工夫してね、現計予算をなるべく残さんで有効利用というか、早く進んでいくために利用するというようなことで、何でも一緒だけど、してもらいたいなという気持ちがいつもあるわ

けですが、その辺はいかがでしょうかね。

○文化課長（中島 洋君）

大川議員の御質問にお答えいたします。

今の段階ではですね、編集、校正をする前の段階で原稿が出てきた段階の中では、今ここまでしかちょっとできないと。今後ですね、編集とか校正をしていく中で、またこれから出てくる可能性としてはありますけれども、今の段階では皆様方もう原稿を出してきてもらっている、それから今、図版、先ほど言いましたように、図版とか写真とか、そういったものもろのものを組み合わせて作成していくという形になりますので、一気にちょっといかない部分がありますので、その点は御了承ください。御理解ください。（「はい、分かりました」と呼ぶ者あり）

○議長（中山五雄君）

ほかに質疑はありませんか。

○7番（吉富 隆君）

28ページですが、目の3です。ふるさと納税活性化事業対策交付金、40,000千円のマイナス補正についてでございますが、同僚議員もいろいろと質問をされておりますが、これマイナス補正を組む理由というのがですね、きちっと出てこない。

私はこの問題については12月の一般質問で、ふるさと納税関係の問題もつけて話をさせていただいたと思っております。30%の地場産品というようなこともあって、こういった事業に賛成をしてみいました。ところがですね、よくよく考えてみると、40,000千円じゃ小さいのかなという考えも成り立ちます。88、県の事業でも抱き合わせてどうですかという話もさせていただきました。ところがですね、もうちょっと深く考えると、この問題については、土地の問題、土地がないとこれはできないんですよ。これがネックであろうと僕は思っています。町長の答弁では幅広くということ、町民だけではなく幅広くという、同僚議員が言うたようないろいろな問題等も絡んでくるでしょうが、私はこの土地問題をですね、早く克服を町がしてあげて、協力をしてあげて、そして、これにやっぱり県の補助事業と組み合わせたところでやっていただければと思いますし、もうそうしないとですね、理由にならないんですよ。私はそう思います。これもですね、町から下のほうではできないと僕は思います。果樹ですから。なかなか難しい問題であろうと思います。

そうすると、自己負担というのが物すごくかかるであろうと予測をします。これふるさと納税で取り戻そうよという考えは僕は賛成なんです。だから、そういった事業展開の中で、土地問題等々はですね、やっぱり町がきちっとした形でしてあげて、そして、広報すればそれなりの人が集まってくるだろうと。同僚議員が言われるように、桃栗三年柿八年というけれども、もう柿も接ぎ木でそんなに長くはかかりません。それまでの体力が必要になるだろうと。いろいろな問題あって削減されておりますが、そういった説明をね、きちっとされ

ば私も納得するんですよ。

○町長（武廣勇平君）

今後は県事業になりますので、申請時において予算が計上されるというふうになります。人・農地プランをつくっているところが対象というふうになりますので、当然農家、農地をお持ちの方が対象となるというふうに理解していただければと思います。これら県事業を使わない人はですね、昨今、桃をもう定植され、桃を作られている方も出てきました。スピーディーに行いたい人は、そういった果樹園芸についてもスピーディーに行っていかれるものと思いますが、888事業を活用される方についてはですね、当然、土地が基本的には前提となると思います。

○議長（中山五雄君）

お諮りいたします。ここで休憩いたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山五雄君）

異議なしと認めます。よって、4時まで休憩いたします。休憩。

午後3時46分 休憩

午後4時 再開

○議長（中山五雄君）

再開いたします。

会議を再開いたします。

議案第7号の質疑からお願いします。質疑のある方。

○7番（吉富 隆君）

ちょうど流れに乗ったところで休憩でございましたので、再度質問をさせていただきます。

いろいろな問題等々につきましては、町長の説明等々ありまして理解をしたところでございますが、ぜひとも今後については土地問題等々が一番ネックになってくるだろうと思いますので、ぜひとも町長さんの力で土地をやっぱり借らないと、持った人だけではできないだろうというふうに思いますと同時に、町内の方以外でもやっぱり採用をされる予定があるでしょうか。

○町長（武廣勇平君）

これは吉田議員の御提案をしっかりと踏まえまして、以前そういう認定農家になりそびれた人がですね、あっ、なった人か、なった人でも撤退したということもありましたので、農地プランを作るということは認定農家を対象としております。すなわち、農地については既に持っている人が県の事業については対象となります。

○7番（吉富 隆君）

ぜひともそういったルールを作っていただいて、きちっとした形で前に進めていただいて、

ふるさと納税の返礼品にですね、充てるのが目的だろうと思っていますんで、ぜひとも御努力をしていただければ幸いというふうに思っておりますので、よろしくお願いをして、私の質問を終わります。

○議長（中山五雄君）

答弁は要りませんか。（「はい、どうぞ」と呼ぶ者あり）

ほかに質疑はありませんか。

○3番（原 直弘君）

ページ16ページ、款の2の総務費の中の目の6. 企画費です。委託料の中の、13. 委託料の中の情報セキュリティ研修委託料がマイナス100千円ですけど、これは全額減額になっているみたいなんです。と、あと、18の備品購入費のパソコン代の1,000千円も減額ですけど、これも予算、全額じゃないかということでお尋ねしたいと思います。どういった理由で落とされるのか、お尋ねしたいと思います。

○まち・ひと・しごと創生室長（河上昌弘君）

まず、そうですね、情報セキュリティ研修のほうなんですけれども、こちらのほうにつきましては、もともと情報セキュリティー、自治体職員のほうがですね、理解しておくべきマイナンバーとかのですね、基礎知識を含めて、重要なポイントを習熟するという目的ではございました。マイナンバーに係ります情報連携、特定個人情報保護評価、それと安全管理措置などにつきまして、概要を学びまして、個人情報の保護や情報セキュリティー、これにつきましても基本の再確認を行いまして、マイナンバー制度に向けた意識醸成を図る研修を目的としていたんですが、折しもですね、総務省のほうがですね、eラーニングプログラムというものを開発いたしまして、そちらのほうの無償の提供がございました。それで、その無料ということもありまして、そちらに切り替えたため、不用額ということで計上しているというところでございます。

それとあと、もう一個のパソコンのほうですかね、パソコンのほうにつきましては、こちらのほうにつきましてはですね、リース替え前の追加配備ということではあったんですけども、そちらの配備のほうがですね、結局、必要がなくなってしまったということになりました。それで減額をしているところでございます。

以上でございます。

○3番（原 直弘君）

情報セキュリティ研修委託料のほうについては理解いたしました。

この備品購入費のパソコンということで、これはマイナス1,000千円ということで全額なんですけど、来年度予算でまた1,000千円上げていらっしゃるんで、その辺の整合性というのはどういった形で取られているんですか。

○まち・ひと・しごと創生室長（河上昌弘君）

本来、リースが切れる前提ですね、それで買取りということではちょっと当初考えていたということだったんですけれども、リースのほうはその分ちょっと延長という形でなっております。ですけれども、それがまた年度の途中で買換えが生じますので、当初で上げているということになりますので、年度途中の状況にはなるかと思えますけど、非常に分かりにくいところかとは思いますが、リース切れの関係が影響しているということで御理解ください。

○議長（中山五雄君）

ほかに質疑はありませんか。

○5番（田中静雄君）

簡単にいきます。16ページですね、企画費の、いや、企画費じゃない、防犯対策費の節の15番、防犯灯新設取替等工事で514千円、問題になるような金かどうかはちょっと私は分かりませんが、この防犯灯の設置についてはですね、各地区からかなりの要望が出てきていると私は思っています。その要望が出てきた件数、全てを網羅して、その上でこれだけのお金が必要ということなんでしょうか。

○総務課副課長（宗雲英則君）

田中議員様の質問で、全てを網羅しているかということでございますが、確かに申請をいただいております。それに基づきまして、どこにないとかいうのも全て把握はしております。それで、今年度、予算づけしておりましたが、逆に多く見積もっておりましたので、ちょっと不用額となっておりますのでございます。間違いなくつけてまいります。で、つけております、はい。要望のあった順番ですね。

○5番（田中静雄君）

日頃から住民の方々から防犯灯については、この辺暗いなといろんな要望が、防犯灯についての要望が私も聞きます。それで、全てを網羅して要望を全てそれに応えてきたというんやったらいいんですけれども、実際にはもっとあるんじゃないかなと思ったんで質問しましたけれども、これ、例えば、ポールを立てて防犯灯をつける場合と、ただ電柱に防犯灯をつける場合、この単価というのはどれくらいの差があるんでしょうか。

○総務課副課長（宗雲英則君）

すみません、単価のほうは今分かりかねますので、すぐ調べさせていただきます。

あと、申請に当たりましては、区長様に取りまとめてですね、申請をされますので、それに基づいてうちのほうが業者のほうと出向いて、つけられる、つけられない、ポールが必要、電柱につけられる、そういうこともちゃんと判断した上で設置をしております。ちょっと単価等についてはしばらくお待ちください。すぐ調べさせます。（「はい、いいです。どうも」と呼ぶ者あり）

○議長（中山五雄君）

ほかに質疑はありませんか。

○3番（原 直弘君）

ページ29ページです。中段の表になりますが、商工費の中の22. 補償、補填及び賠償金の中の中小企業小口資金融資保証料ということでマイナス651千円、これは実績に基づいて減額となっていると思いますけど、その融資の実績ということでお尋ねいたします。

○産業課長（日高泰明君）

原議員御質問の融資の実績でございますが、12月まで3件の実績によるところでの保証料で、この額が不要となりまして、この額を減額しておるところでございます。

以上でございます。

○3番（原 直弘君）

その3件ということで今お伺いしましたけど、金額的に融資を受けられた方、方じゃなくて、金額的に、の実績も教えていただきたいんですけど、よろしいですか。

○産業課長（日高泰明君）

金額というふうなところで、3件合計しまして8,000千円ほどの実績が上がっておるところでございます。

以上でございます。

○3番（原 直弘君）

これちょっと、なぜお聞きしたかということ、今回、もう一つ、ここには補正出てないんですけど、21の貸付金ということでですね、この金融機関への預託金が20,000千円ほど計上されてたと思うんですけど、この分に関しては、その預託された分は20,000千円、その8,000千円だったらですね、預託金はその8,000千円かなということで今までの質疑応答の中でちょっと考えていたんですけど、それについては20,000千円もう預託されたということで考えてよろしいですか。

○産業課長（日高泰明君）

預託金の20,000千円でございますが、預託金の20,000千円を預託しまして、その額の3倍以上の額で運営をしてもらって、それ以上の額を貸し付けてもらうというふうなところで規定しておるところでございます。条例的に規定しておるところでございます。

先ほど申しましたとおり、預託金で預けました額につきましては20,000千円でございますが、年度末にこれがまた返って、また貸し付けるというふうなスキームになっております。

以上でございます。

○3番（原 直弘君）

ちょっと確認ですけど、融資額のいかにかわらず、初めに預託金としてもう20,000千円、その金融機関に預けるということでの認識でよろしいですか。

○産業課長（日高泰明君）

原議員御質問のとおりでございます。

以上でございます。

○議長（中山五雄君）

ほかに質疑はありませんか。

○３番（原 直弘君）

ページ32ページ、一番上段なんですけど、８．土木費の中の公園費ですね、その中の委託料で、都市公園長寿命化計画策定支援業務委託料ということで、６月に補正500千円上げておられたんですけど、マイナス500千円となっていますので、その辺の内容的に減額になった理由等を教えていただきたいと思います。

○まち・ひと・しごと創生室長（河上昌弘君）

一旦、のところで補正を上げさせていただきました。で、その後にですね、B／Cという形で別途また９月頃にでしたかと思えますけれども、補正予算を計上した経緯がございます。で、結局そのB／Cを算定していく中でですね、これは鎮西山の補助金の、整備の補助金の関係で附帯する添付資料を作成するためということで当初していたものなんですけれども、結局そのB／Cの中で同じような内容でですね、包含することが可能だったわけなんです。そこで、B／Cの成果を見た後にですね、それがもうちょっと１月ぐらいの話だったもんですから、今回の補正で減額という形で御理解いただければというふうに思っております。

（「はい、了解しました」と呼ぶ者あり）

○議長（中山五雄君）

ほかに質疑はありませんか。

○３番（原 直弘君）

同じページの款の９の消防費の中の目の２．消防施設費の中で、19の負担金なんですけど、もうそのまま陸上特殊無線３級免許養成講座受講負担金52千円、全額減額になっておりますけど、その説明をお願いします。

○総務課副課長（宗雲英則君）

原議員お尋ねの陸上特殊無線３級免許養成講座受講者、受講負担金ということの全額のマイナスということでございますが、今年度におきまして募集を、これは職員がこの免許を取りに行くための養成講座でございますが、私どものほうが募集を職員にかけるのを忘れておりまして、執行ができなかった分でございます。申し訳ございませんでした。

○議長（中山五雄君）

ほかに質疑は。

○３番（原 直弘君）

すみません、その確認、ちょっと、そしたら来年度予算にこれ同等の金額ということで上げていらっしゃるんですかね。

○総務課副課長（宗雲英則君）

すみません、お待たせしました。来年度予算にも計上させていただいております。

以上でございます。（「はい、ありがとうございます」と呼ぶ者あり）

○議長（中山五雄君）

ほかに質疑はありませんか。

○3番（原 直弘君）

ページ34、35になります。款の10. 教育費の中で、目の1の学校管理費、目の2の教育振興費の中で、ネットワーク設定変更業務委託料ということで、すみません、次ページの35ページもですね、中学校費の学校管理費でネットワーク設定変更業務委託料ということで、相当金額が、もう5割以上下がったり、片や教育振興費はもう予算額全額減額になっておりますけど、その分を1点お聞きしたいのと、教育振興費の中の節の14. 使用料及び賃借料の中でパソコンリース料がありますけど、これも結構6割減ということで今回減額補正しておりますけど、その理由についてお尋ねしたいと思います。

○教育委員会事務局長（吉田 淳君）

原議員からは10の2の1の13. ネットワーク設定変更業務委託料、さらに10の2の2の13. ネットワーク設定変更業務委託料、最後に10の2の2の14. パソコンリース料、この3件について御質問いただきました。

まず最初の10の2の1の13. ネットワーク設定業務委託料でございます。当初、予算を昨年頂いたときには校務用のパソコンをウィンドウズの7から8.1へアップグレードするための設定変更業務委託料を算定をさせていただいておりました。その後、ウィンドウズ7、もともとある7の延長セキュリティ更新プログラムというものが新たに出てまいりましたもので、そのためにこの設定変更が不要になりました。そういうことで、今回1,075千円減額させていただいております。

さらに、次の10の2の2の13のネットワーク設定委託料ですが、これは小学校のサーバーの設定委託料を当初600千円計上させていただいておりました。今回サーバーをリース契約で結んだときに、そのリース業者様のほうからサーバーの設定変更についてもリース契約の中で実施できるということでお話をいただきました。そういうことで、今回600千円の減額補正をさせていただいております。

最後に、10の2の2の14. パソコンリース料でございますが、当初、これはパソコン教室の41台分のパソコン並びにサーバー等々のリースになりますが、8月にリース替えということで当初予算を頂いておりました。これが先ほどと同じように旧のウィンドウズ7が12月まで利用、サポートできるということで御案内いただきましたもので、8月からのリースを翌年の1月からのリースに変更いたしました。そういうことで、その間のリース料が不要になりましたので、その分を減額させていただいております。

以上です。

○3番（原 直弘君）

そしたら、多分ですよ、その予算計上の際に、一応見積りとか業者さんとかに聞かれると思うんですけど、その時点では全然そういう話はなかったということで、途中で発覚したということで、担当の方というか、課長さんいかということで認識されているんですか。

○教育委員会事務局長（吉田 淳君）

原議員の御案内のとおりでございます。当初、予算を立てるときにはこういうことでリース替えとかネットワーク設定しておりました。私どもＩＣＴの推進委員とか、そういう専門の方たちも情報をいろいろ取っていただいております、その中でさらにいい方法をとということで年度途中で見つけていただきまして、こういう減額することが可能になったという次第でございます。

以上です。

○総務課副課長（宗雲英則君）

すみません。先ほど田中議員様より防犯灯の新設につきまして、ポールだったり電柱だったりしたときの単価をということでお示しをさせていただきたいと思います。御連絡させていただきたいと思います。

まず、九電柱の共架につきましては、1本に対しまして単価が25千円となっております。ＮＴＴ柱の共架につきましては、単価35千円となっております。新たにポール柱を1本立てる際には単価が120千円となっております。

以上でございます。

○議長（中山五雄君）

ほかに質疑がないようですから、議案第7号の質疑を終結いたします。

日程第7 議案第8号

○議長（中山五雄君）

日程第7．議案審議。

議案第8号 令和元年度上峰町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

○8番（大川隆城君）

すみません。7ページをお願いします。

7ページですね、保険給付費の出産育児諸費ですね、の目の1．育児費一時金が減額になっておりますけれども、元年度で町内で生まれた赤ちゃんはどれくらいいらっしゃいますかね。それをちょっとお尋ねします。

○健康福祉課長（江島朋子君）

先ほど補足説明の際に、実績は2件ということで、ただいまの大川議員の御質問の出生の届けの件数の2月、2月末時点の数字になっておりますが、出生の届けは79件、町内であっ

ております。

以上でございます。

○ 8 番（大川隆城君）

どんなでしょうか、ここ数年見渡したときに、町内の出生率は増えていますか、それとも横ばいか、減っていますか。

○健康福祉課長（江島朋子君）

町内の出生率ということでございますが、上峰町におきましては、県内のほかの市町と比べまして低いということではございませんで、基本になるのは合計特殊出生率という数字がございますが、ちょっとまだそこが新しいものが出ておりませんで、以前お知らせした数字がまだ出ているところでございます。下がっているという状況というかですね、今現状では低いという状況にはないということでございます。国、県の平均値よりも上にあるという状況ではございます。

以上です。（「はい、分かりました」と呼ぶ者あり）

○議長（中山五雄君）

ほかに質疑はありませんか。

○ 7 番（吉富 隆君）

ちょっとお尋ねでございますが、3 ページのですね、国民健康保険税の目の 1、節の 4 から 6 まででございますが、滞納繰越分というのがございます。これは、よろしいですか、この滞納繰越分というのは、滞納者からお金が取れなかった分がこの数字で出ているということとで理解してよろしゅうございますか。

○健康福祉課長（江島朋子君）

ただいまの滞納繰越分の取れなかった部分が、ここで減額の補正が出ているのかという御質疑かと思います。

こちらについては、直近の調定の見込額でございます。なので、取れなかった部分を減額しているということではございません。

以上でございます。

○ 7 番（吉富 隆君）

よく理解をいたしました。よく分かりました。はい。

○議長（中山五雄君）

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山五雄君）

ないようですので、議案第 8 号の質疑を終結します。

日程第 8 議案第 9 号

○議長（中山五雄君）

日程第8．議案審議。

議案第9号 令和元年度上峰町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山五雄君）

ないようですので、議案第9号の質疑を終結します。

日程第9 議案第10号

○議長（中山五雄君）

日程第9．議案審議。

議案第10号 令和元年度上峰町農業集落排水特別会計補正予算（第3号）。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

○3番（原 直弘君）

これちょっと予算的に、歳入のほうなんですけど、分担金とか使用料、この増加に伴って、実際、一般会計繰入金が減っている状況なんですけど、今回、新規加入ということで、これはもう宅地造成に伴う新しい家が建ったということでの認識だと思うんですけど、今後も宅地開発に伴って新規加入者が増えるであろうということが考えられますので、今回、新規加入に伴って、各施設ごとの容量的なものはある程度今ストックがあると思うんですけど、それにも限度があるのかなと思うんで、よかったら各施設のですね、容量的なものと、今どれぐらいちょっと余裕があるかということをお教えいただきたいと思います。

○建設課長（三好浩之君）

ただいま原議員のほうからの御質疑で、各施設ごとの容量及びどれぐらいの余裕があるかということでの御質疑でございます。

最新のものと、平成30年度の決算書に添付しております資料の中に、農業集落排水事業加入率及び供用率という資料を添付させていただいております。こちらのほうの数字が一番今新しい数字でございますので、こちらのほうでお知らせしていきたいと思います。

まず、前牟田地区でございますが、計画人口処理槽が1,420人に対しまして、一般家庭の供用人口690、事業所その他388、合計で1,078ということになります。余裕はその差引きということで御理解ください。ちょっと計算していませんので、申し訳ございません。

堤処理区でございます。計画人口は770、一般家庭が515、事業所その他614で、合計で1,129、これ逆転しますけれども、堤地区と坊所地区に関しましては逆転になります。で、数字だけまず先にお教えいたします。

坊所地区、計画人口4,480、一般家庭3,218、事業所その他2,800、供用人口6,018。

切通地区、2,970、一般家庭1,767、事業所813、合計の2,580。

江迎地区、1,350、一般家庭718、事業所が528、供用人口、合計で1,246。

井柳地区、計画人口100、一般家庭57、事業所その他0でございます。合計57です。

最後、三上地区です。2,550が計画人口です。一般家庭1,687、事業所363、合計2,050ということになります。

今言いました数字の中で、堤地区及び坊所地区でございますが、事業所の換算が面積で浄化槽、国が指針を示しています浄化槽の算定、浄化槽を設置するときの算定根拠となる係数がございます、その係数というのが事業所の面積であったり、そういったものを使うことになりますので、事業所が大きくて、実際そこに利用される方というのは事業所であって2人とか3人とかっていう事業所もございます。で、そういった関係でですね、事業所の人数というのが実際の数値と若干大きく違ってくる場合がございます。で、坊所地区、堤地区に関しましては、結構事業所関係が多くございまして、その数字がこのまま入ってきますので、どうしてもちょっと逆転してしまうということで、ほかの方法で、汚水量を人数に換算して計算するという方法もございますので、そういったところも検討しながらですね、処理槽に対する人口がどれくらいかというのは、基本的には今のところ足りているということで御理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（中山五雄君）

ほかに質疑はありませんか。

○3番（原 直弘君）

そしたら、ちょっとこう、来年度予算なんですけど、切通地区が機能強化ということで、これはもう全体的に容量を増やすという前提の下に計画されているということで考えてよかったですか。違ったですか。

○建設課長（三好浩之君）

今、切通処理区の機能強化のことでの御質疑かと思えます。実施設計を令和2年度の予算の中で計上させていただいておりますけれども、機能強化事業というのは、あくまでもその処理槽を増やすとか、そういった事業ばかりではなく、機器類の更新、要するにポンプとか電装関係、あと処理槽内の塗膜、そういった、要するに長寿命化を図るための機能強化事業でございます。

だから、必ずしも処理槽を増やすというのは、その時点での計画人口に対する人口がどうあるかというところを検討した中でですね、実施設計をやっていくことになりますけれども、切通地区につきましては、今のところ大きな計画もございませんので、処理槽を増やすような計画は今持っていないところでございます。

以上です。

○議長（中山五雄君）

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山五雄君）

ないようですので、議案第10号の質疑を終結します。

日程第10 議案第11号

○議長（中山五雄君）

日程第10. 議案審議。

議案第11号 令和2年度上峰町一般会計予算を議題といたします。

お諮りいたします。ただいま審議中の令和2年度上峰町一般会計予算につきましては、10名で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審議したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山五雄君）

異議なしと認めます。よって、本案につきましては、10名で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審議することに決定いたしました。

お諮りいたします。ただいま決定いたしました予算特別委員会につきましては、委員長に寺崎太彦君、副委員長に原田希君を選任したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山五雄君）

異議なしと認めます。よって、委員長に寺崎太彦君、副委員長に原田希君を選任されました。皆様方の御協力をよろしくお願いいたします。

ここで、委員長に選任されました寺崎太彦君に就任の御挨拶をお願いします。

○9番（寺崎太彦君）

皆さんこんにちは。ただいま令和2年度予算特別委員会委員長に指名をされました寺崎太彦です。

皆さん御承知のとおり、本町の財政はまだ厳しい状況下にあると思っております。皆様方の御協力をお願いし、慎重に予算審議をしていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（中山五雄君）

ありがとうございました。

日程第11 討論・採決

○議長（中山五雄君）

日程第11. 討論・採決。

議案第7号 令和元年度上峰町一般会計補正予算（第6号）の討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山五雄君）

討論なしと認めます。

これより議案第7号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の皆さんの起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中山五雄君）

起立全員であります。よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

議案第8号 令和元年度上峰町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）の討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山五雄君）

討論なしと認めます。

これより議案第8号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の皆さんの起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中山五雄君）

起立全員であります。よって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

議案第9号 令和元年度上峰町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）の討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山五雄君）

討論なしと認めます。

これより議案第9号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の皆さんの起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中山五雄君）

起立全員であります。よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

議案第10号 令和元年度上峰町農業集落排水特別会計補正予算（第3号）の討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山五雄君）

討論なしと認めます。

これより議案第10号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の皆さんの起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中山五雄君）

起立全員であります。よって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。以上をもちまして、本日の日程は全部終了いたしました。本日はこれをもって散会したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山五雄君）

異議なしと認めます。よって、本日はこれをもって散会することに決定いたしました。

これをもって散会いたします。本日はどうもありがとうございました。

午後 4 時35分 散会